

第3期大町町まち・ひと・しごと
創生総合戦略

令和8年3月
大 町 町

目次

第1章 総合戦略について	1
1. 策定の趣旨	1
2. 総合戦略の計画期間	1
3. 総合戦略の位置づけ	2
4. 総合戦略の推進にあたって	4
(1) 総合戦略の検証・改善	4
(2) 総合戦略の推進体制	4
(3) デジタル技術の活用	4
(4) SDGsの視点を踏まえた計画の推進	4
第2章 人口の動向等	6
1. 人口の動向	6
(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移	6
(2) 自然増減の推移	7
(3) 合計特殊出生率の推移	8
(4) 社会増減者数の推移	9
(5) 性別・年齢階級別にみた人口移動の状況	10
(6) 人口動向についての整理	11
2. 就業者の状況	15
3. 人口の将来展望について	16
4. 住民アンケート調査結果からみえる住民意向	18
第3章 目標と基本目標	24
1. 目指す姿	24
2. 目標	24
3. 施策の体系	27
第4章 施策の展開	28
目標1 活力ある働きやすい町をつくる	28
1. 農業の振興	28
2. 商工業の育成支援と起業支援	30
3. 特産品の開発と販路の拡大	32
目標2 大町への人の流れをつくる	33
1. 住まいの確保と定住・移住の促進	33
2. 空き家の利活用	35
3. 交流・関係人口の拡大と情報発信の強化	36

目標3 子どもを生み・育てやすい町をつくる	38
1. 結婚・妊娠から出産・子育てまでの途切れのない支援	38
2. 特色ある教育環境の充実	41
目標4 安心して安全に暮らせる町をつくる	44
1. 安心して安全に暮らせる地域づくり	44
2. 誰もがいきいきと暮らせる地域づくり	46
3. 公共施設等の維持管理、行政のデジタル化への対応	48
用語解説	50

第1章 総合戦略について

1. 策定の趣旨

本町においては、令和3年3月に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、定住・移住、住民福祉（教育や子育て）、インフラ整備などの様々な施策を効果的に行うことで、地方創生を推進してきました。

市町村においては、まち・ひと・しごと創生法の規定により、国の総合戦略を勘案して、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」）を定めるよう努めなければならないこととされており、本町の総合戦略の見直しにおいても、人口の現状および将来の見通しを踏まえた策定が求められています。

第2期総合戦略が令和7年度で期間満了となることに伴い、国の動向等を踏まえ、再度、本町の人口の現状分析を行い、「第3期大町町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

2. 総合戦略の計画期間

第3期総合戦略の計画期間は令和8年度から令和12年度の5年間とします。

▼計画期間

	計画期間									
	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
大町町総合計画	第5次総合計画									
大町町 まち・ひと・しごと 創生総合戦略	第2期総合戦略				(見直し)	第3期総合戦略				

3. 総合戦略の位置づけ

第3期総合戦略は、地域の実情に応じた具体的な施策をまとめるものであり、国や県の総合戦略を勘案しつつ、効果の高い施策を集中的に実施していく必要があります。

本町では、町の最上位計画として令和3年度から令和12年度を計画期間とする「大町町第5次総合計画」に基づき、「創造！ 一住みやすさを形に— 絆・ふれあい・元気な町 大町」を町の将来像に掲げ、新たなまちづくりに向けた各種施策を展開しています。

第3期総合戦略においては、総合計画で位置づけられた各分野の施策のうち、「地域産業の活性化」、「定住・移住の促進」、「安心して暮らせる地域づくり」など町の直面する少子高齢化・人口減少と地域経済縮小の克服について主に関連する施策・事業をとりまとめ、重点的に取り組みます。また、国・県の総合戦略を踏まえ、各種施策の連携を図ります。

▼大町町第5次総合計画と第3期総合戦略との関係

大町町第5次総合計画（基本構想）

創造！ 一住みやすさを形に— 絆・ふれあい・元気な町 大町

（基本計画）

基本目標

各分野施策の取り組み

基本目標1	快適な暮らしを支える基盤づくり	地域産業の活性化 定住・移住の促進 デジタル技術の活用 安心して暮らせる地域づくり
基本目標2	住み慣れた地域で暮らせる環境づくり	
基本目標3	人と文化を育むまちづくり	
基本目標4	にぎわいと活力ある地域づくり	
基本目標5	持続可能な地域づくり	

第3期総合戦略

▼参考：総合戦略に関する国の動向

まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）

根拠法

- 少子高齢化に的確に対応し、人口減少に歯止めをかける
- 東京圏への過度の集中を是正する
- それぞれの地域において住みやすい環境を確保する

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年度改訂）

- 日本の人口の現状・将来の姿を示し国民と共有する
- 2060年に1億人程度の人口を確保する中長期展望
[社人研推計] 2060年の総人口は約9,300万人
[合計特殊出生率の向上] 2060年に1億人を維持

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）

- 4つの基本目標に基づく中期的な政策体系
- ①稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
- ②地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④人が集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
- 第2期から追加された新たな視点
- 新しい時代の流れを力にする（Society5.0、SDGs）
- 多様な人材の活躍を推進（誰もが活躍する地域社会）

デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年度）

- デジタルの力を活用した地方の課題解決
（2024年度末までにデジタル実装に取り組む地方公共団体1,000団体達成）
- ①地方に仕事をつくる
- ②人の流れをつくる
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④魅力的な地域をつくる
- ⑤地域の特色を活かした分野横断的な支援

デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和5年度）

- デジタルの力を活用した地方の課題解決、デジタル実装の基礎条件整備
- ①デジタル基盤の整備
- ②デジタル人材の育成・確保
- ③誰一人取り残されないための取り組み

地方創生2.0の「基本的な考え方」（令和6年度）

- 「新しい地方経済・生活環境創生本部」の設置、令和7年に地方創生を経済成長の起爆剤とするため、今後10年間で集中的に取り組む新たな基本構想を策定

地方創生に関する総合戦略（令和7年度）

- ①強い経済：自立的で持続的に成長する「稼げる」経済の創出により、新たな人を呼び込む地方経済。
- ②豊かな生活環境：生きがいをもって働き、安心して暮らし続けられる生活環境を構築し、魅力と活力を創出する地方の生活環境。
- ③選ばれる地方：強い経済と豊かな生活環境の基盤の上に創り出される、若者や女性にも選ばれ、一人一人が幸せを実感でき、自己実現を図っていくことができる活力ある地方。

4. 総合戦略の推進にあたって

(1) 総合戦略の検証・改善

第3期総合戦略は、町を取り巻く社会経済情勢の変化などに適切に対応していくため、設定した目標に係る数値目標や具体的な施策に係る重要業績評価指標(KPI)の達成度を検証するPDCAマネジメント・サイクルを実施し、有効な取り組みや新しい事業等の立案・見直しを行います。

(2) 総合戦略の推進体制

第3期総合戦略の推進にあたっては、大町町まち・ひと・しごと創生推進会議において、総合戦略の進捗状況等を踏まえた計画の検証や見直しに向けた意見・提言をいただきます。また、こうした意見・提言を踏まえ、総合戦略の見直しに係る審議や総合戦略を効果的に推進するための庁内の総合調整を進めます。

(3) デジタル技術の活用

デジタルは、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させ、地域の魅力を高める力を持っています。

このため、本町が抱える様々な課題について、デジタルの力を効果的に活用し、課題の解決や新しい付加価値の創出を目指し、町や企業、学校、地域などが一体となって、デジタル化を推進します。

(4) SDGsの視点を踏まえた計画の推進

SDGsは、「Sustainable Development Goals」(持続可能な開発目標)の略であり、2030年までの長期的な開発の指針として、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標です。

SDGsでは、「地球上の誰1人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するために、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

SDGsの17の目標に示される多様な項目の追求が、地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであることから、本町においても、第3期総合戦略に掲げる各施策・事業を推進するにあたっては、SDGsを意識し、持続可能な地域づくりを目指します。

▼SDGsにおける17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 人口の動向等

1. 人口の動向

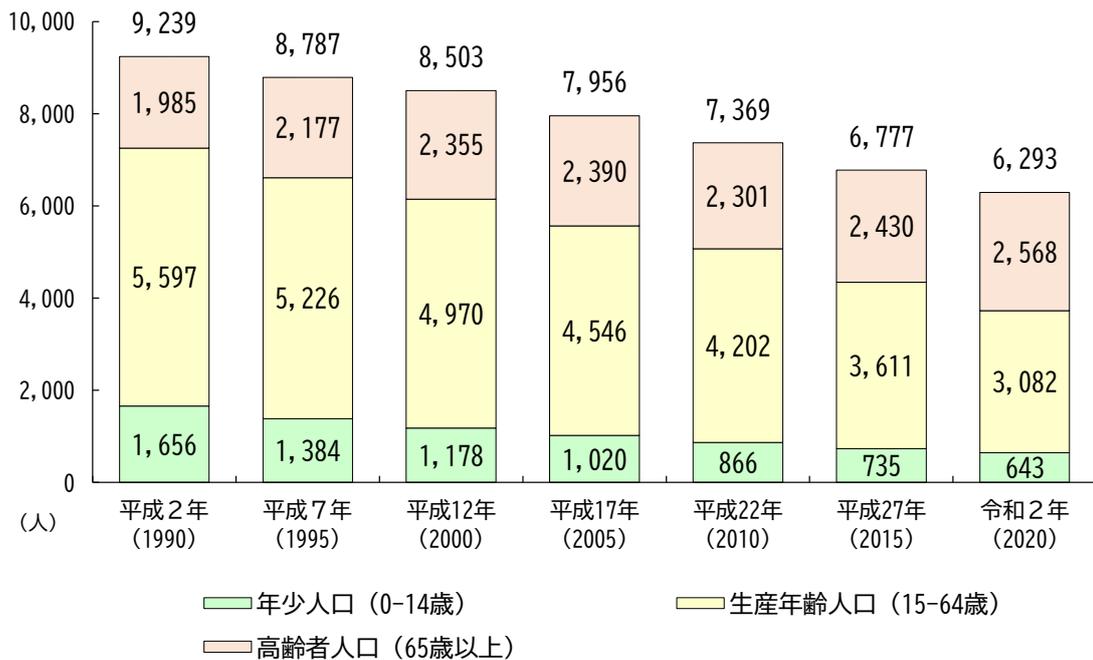
(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

総人口は、平成2年の9,239人から令和2年の6,293人へ減少傾向で推移しており、30年間で約3,000人の減少となっています。

年齢3区分人口は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向で推移しています。一方、高齢者人口（65歳以上）は概ね増加傾向で推移しています。

令和2年の年齢3区分人口割合を国、県と比較すると、高齢者人口割合は40.8%と国（28.6%）、県（30.6%）を大きく上回ります。

▼総人口と年齢3区分人口の推移

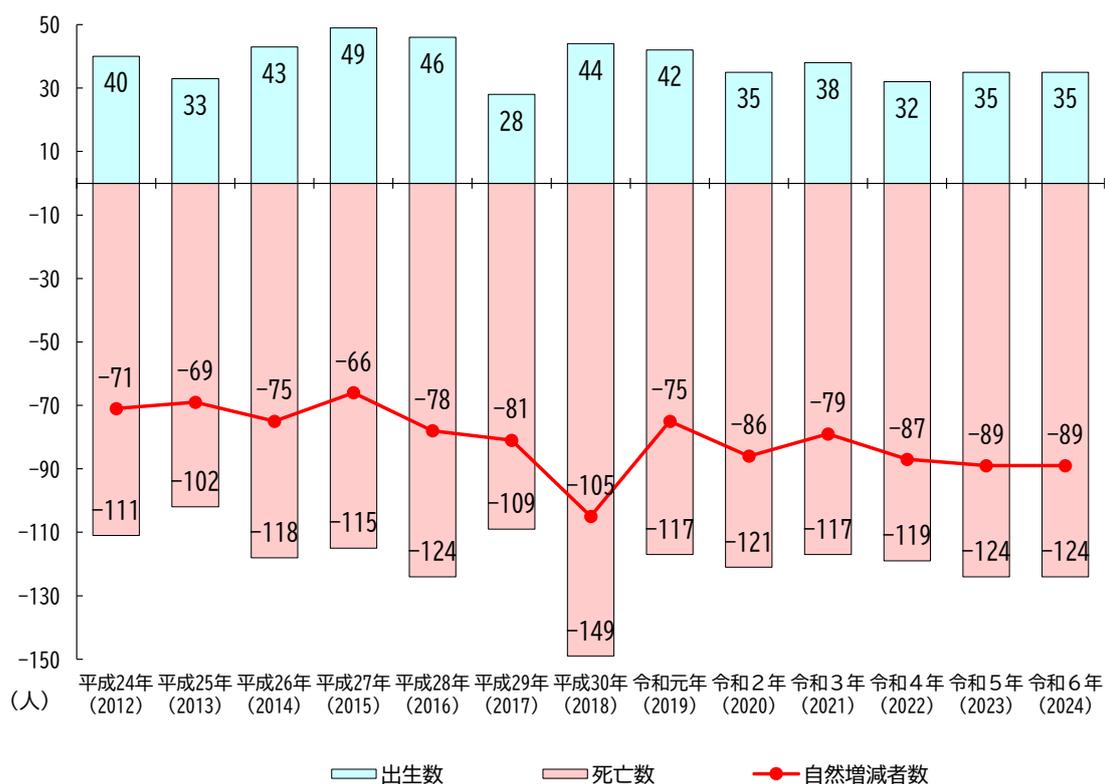


資料：国勢調査（平成2年、平成27年の総人口には1人の年齢不詳を含む。令和2年は不詳補完結果）

(2) 自然増減の推移

自然増減者数の推移をみると、出生数は概ね年間 30 人～40 人台で推移し、令和 6 年で年間 35 人となっています。一方、死亡数は令和元年以降、年間 120 人前後で推移しており、令和 6 年で年間 124 人となっており、近年の傾向として、死亡数が出生数を常に上回り、自然減が続いています。

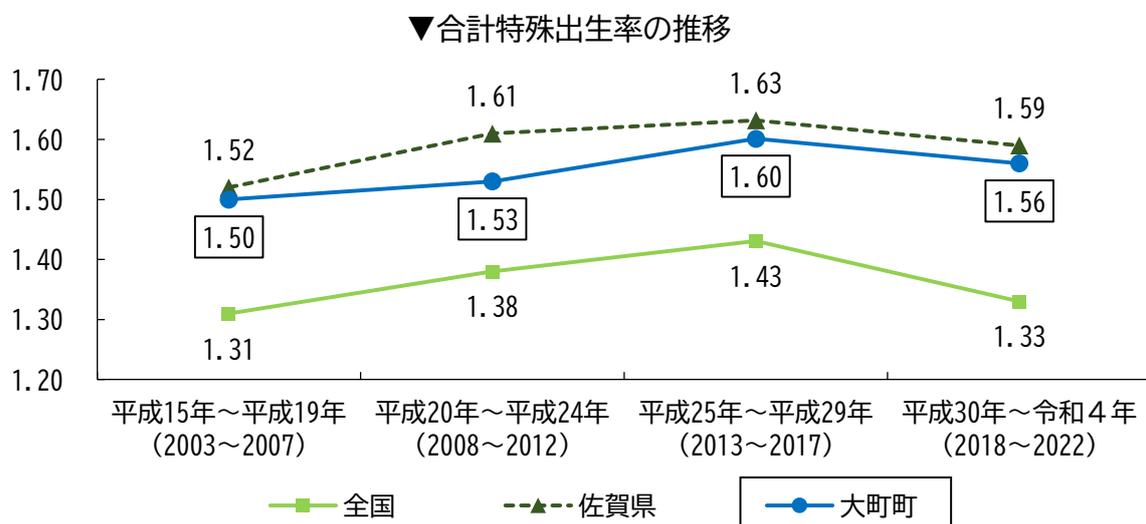
▼自然増減者数（出生・死亡）の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数に関する調査

(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかの平均）の推移をみると、国の水準を上回って推移しており、平成30年～令和4年では1.56となっています。



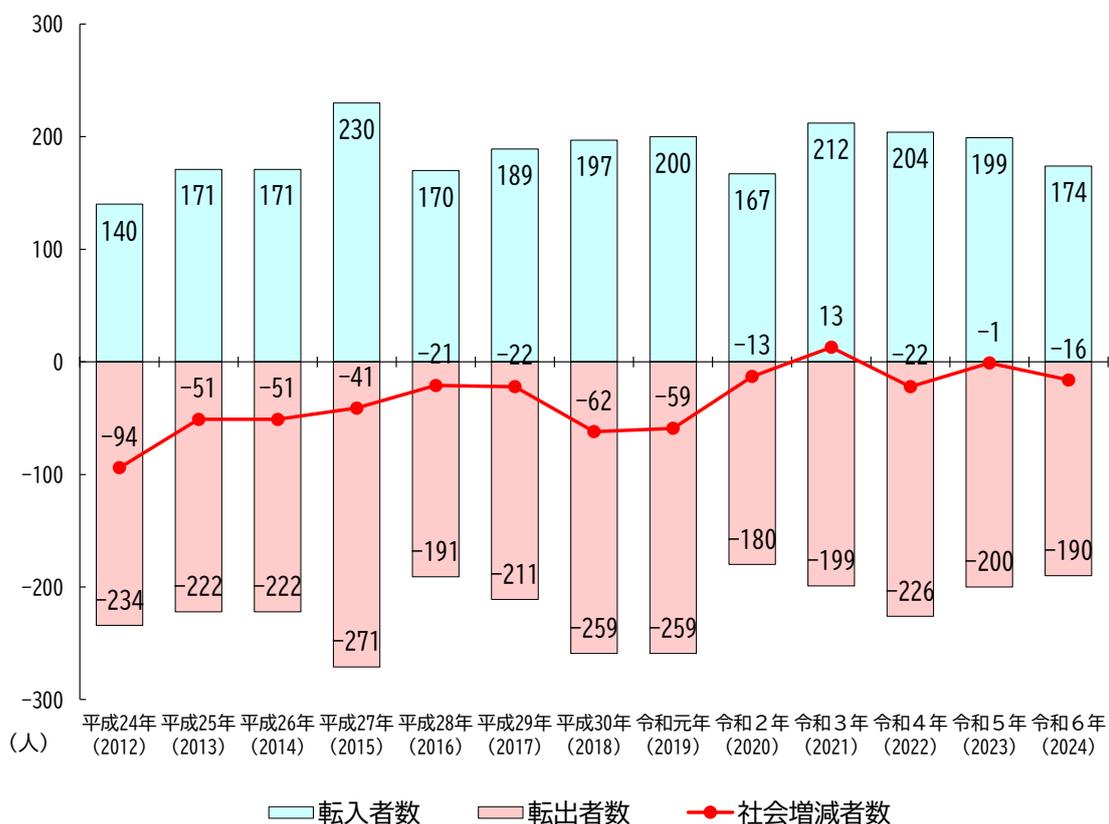
資料：人口動態保健所・市町村別統計

参考：令和6年の合計特殊出生率 国 1.15 佐賀県 1.41

(4) 社会増減者数の推移

社会増減者数の直近の推移をみると、令和2年以降、転出者数と転入者数の差が減少しており、令和3年には社会増減者数がプラスとなるなど、社会増減が均衡してきています。

▼社会増減者数（転入者数・転出者数）の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数に関する調査

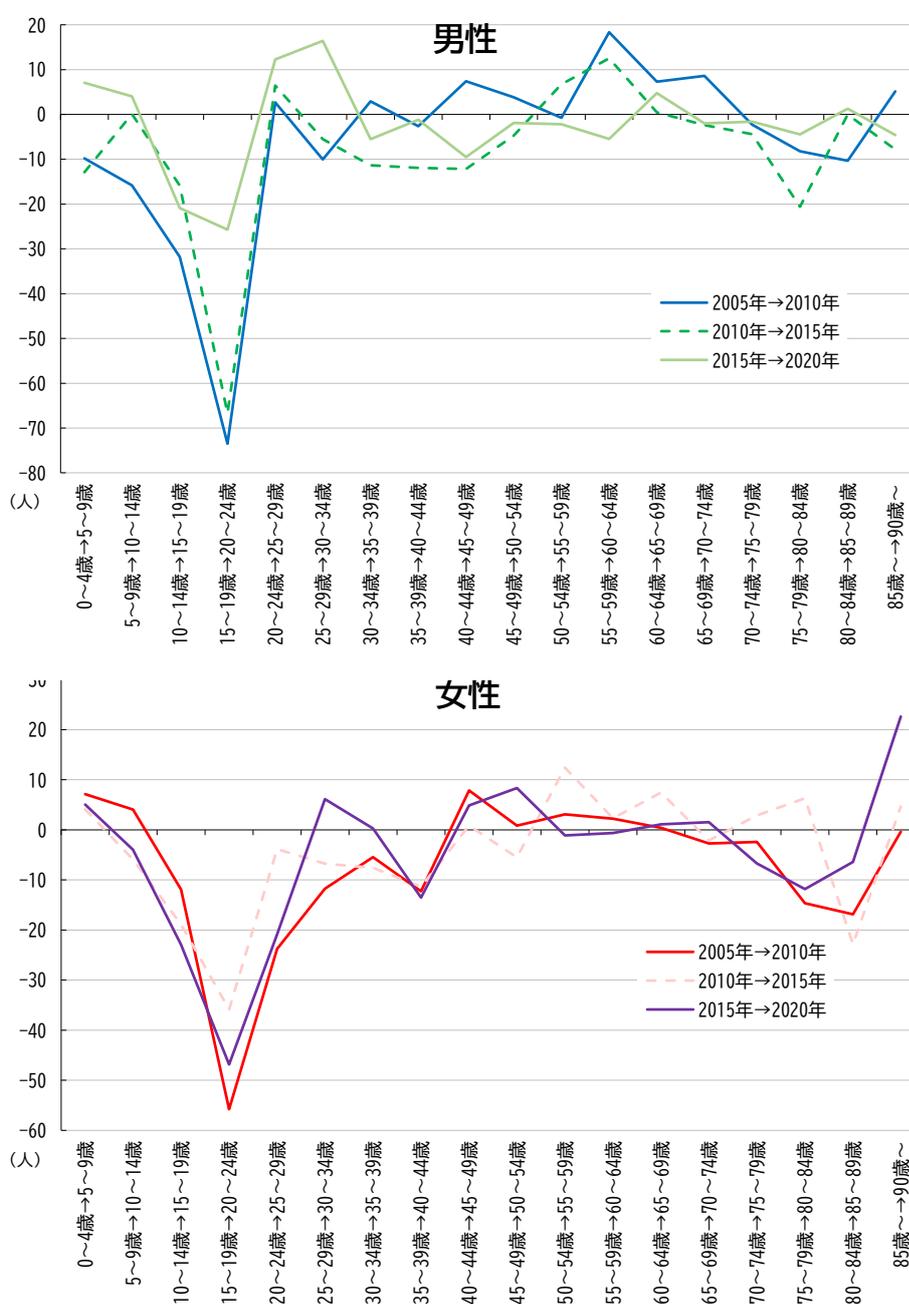
(5) 性別・年齢階級別にみた人口移動の状況

性別・年齢階級別にみた人口移動の状況を把握するため、国勢調査の結果を用い、各調査年の年齢階級を5年後と比較し、同じ世代がどれだけ町内に残っているかを整理しています。

その結果、男女とともに15～24歳の時期に大きな転出超過がみられ、進学・就職を契機とした若年層の流出が顕著です。特に、女性の20代前半の減少が大きく、若年女性の定着が課題となっています。

一方で、30代前後では、増加がみられる期間もあり、子育て世代の転入傾向もうかがえます。

▼性別・年齢階級別にみた人口移動の状況（性別）



資料：国勢調査、住民基本台帳人口移動報告に基づき内閣官房作成

(6) 人口動向についての整理

人口等の動向について、全国、県等の動向を整理すると次のとおりとなります。

①出生数など自然動態について

全国の動向をみると、出生数は令和6年で686,061人と約70万人を下回り、合計特殊出生率も1.15と1899年の統計開始以降で最低となっています。

佐賀県においても令和6年で4,824人と5千人を下回り、合計特殊出生率も1.41と比較対象となる統計がある1960年以降で最低となっています。

こうした少子化の背景として、未婚率の上昇、晩婚化と子どもを初めて持つ年齢の上昇、経済的な不安定さ、子育ての負担感、価値観の多様化などが指摘されていますが、令和2年から顕在化した新型コロナウイルスの感染拡大による行動制限により、婚姻数の低下、出生数の低下がみられました。この特に若い世代がその影響を大きく受けたことは、今後、出生数・率を引き下げる方向で作用する可能性が高いと考えられています。

②転入・転出など社会動態について

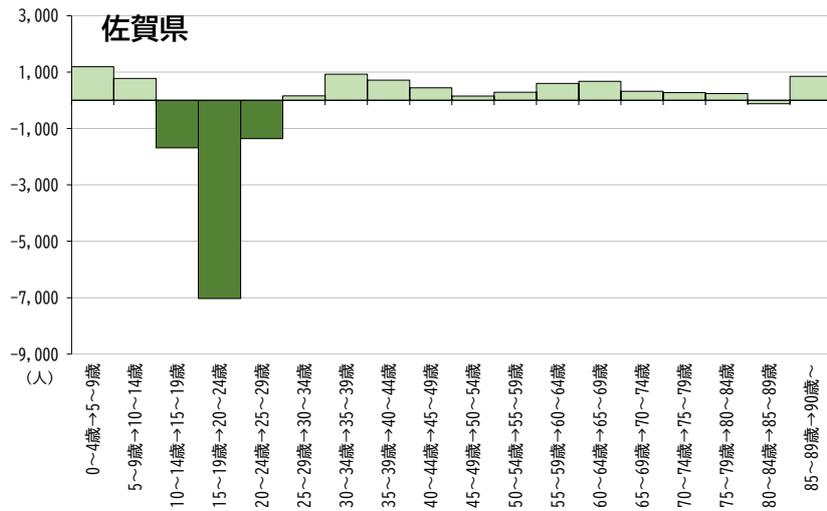
日本の総人口は令和6年1年1月現在で約1億2,295万人となっており、前年同月時点より約60万人に減少しています。こうした国全体の人口が減少していく中、東京圏への一極集中が課題とされており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により一極集中の鈍化がいったんみられましたが、その後も東京圏への集中は継続しています。

令和6年における東京圏への転入超過数を世代別でみると、若年層が大半を占め、10代と20代をあわせて13万人を超えており、国全体の持続的な発展のためには、若者や女性をはじめとする東京圏への過度な一極集中を是正することが重要であると指摘されています。

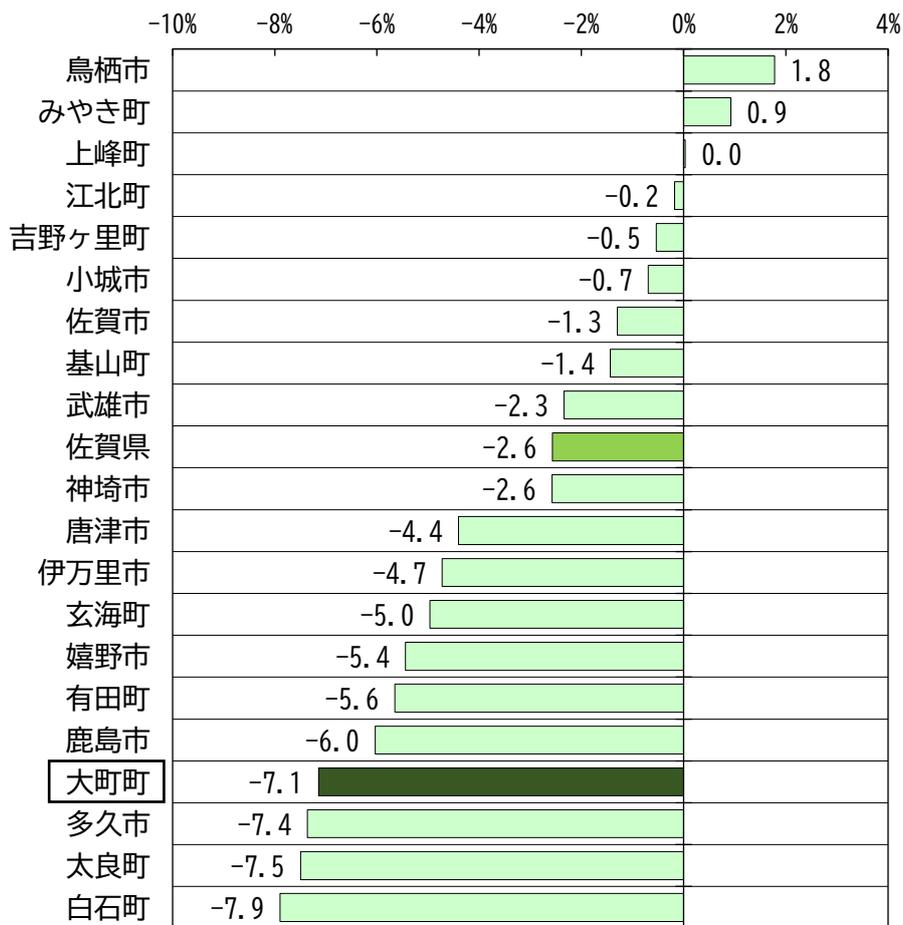
佐賀県の人口移動の状況を見ると10代後半から20代の転出超過がみられ、進学・就職時に県外へ若い世代が流出しています（参考として令和5年で高校卒業後の就職者の35%が県外で就職、大学等への進学者のうち約80%が東京都や福岡県などの県外へ進学）。

さらに、この若年層の人口動向を令和2年国勢調査で大町町と同様に人口減少率（平成27年→令和2年）が高い市町（白石町、太良町、多久市）の状況を見ると、共通して10代後半から20代の転出超過がみられます。一方、近隣で人口減少率が少ない江北町の動向をみると10代後半、20代前半では転出超過となっていますが、20代後半、30代前半で転入超過となっており、こうした若い世代を呼び込むことが人口減少対策として重要なポイントとなることが推察されます。

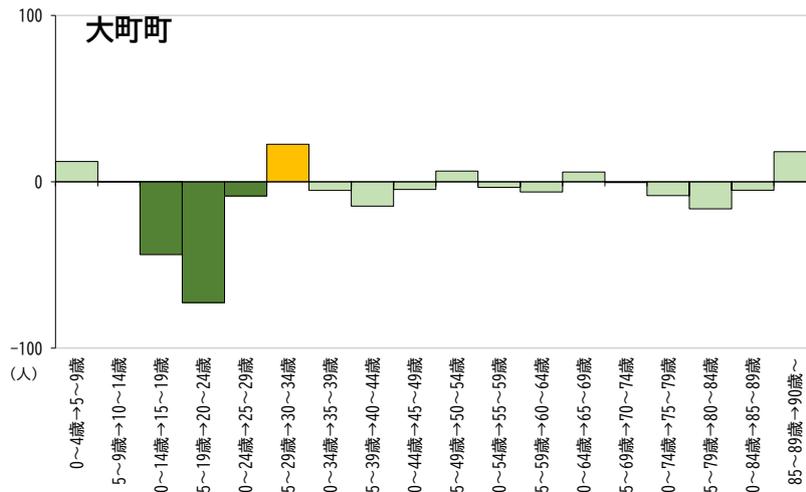
▼年齢階級別にみた人口移動の状況（佐賀県）



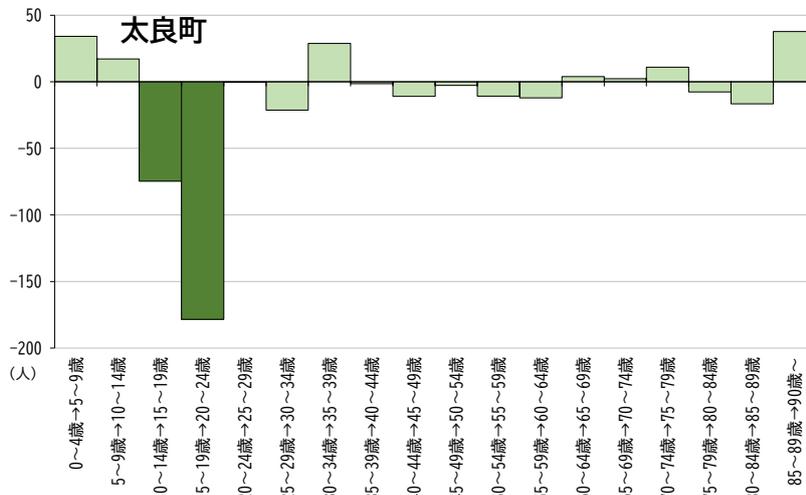
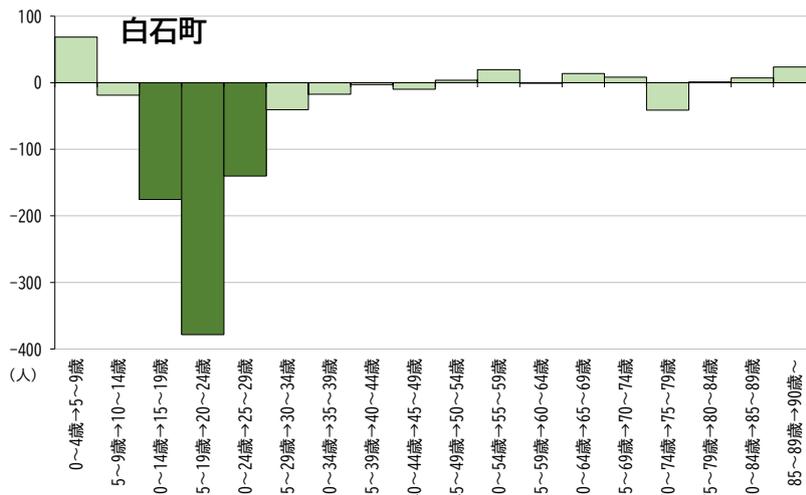
▼県内市町の人口増減率（平成27年→令和2年）

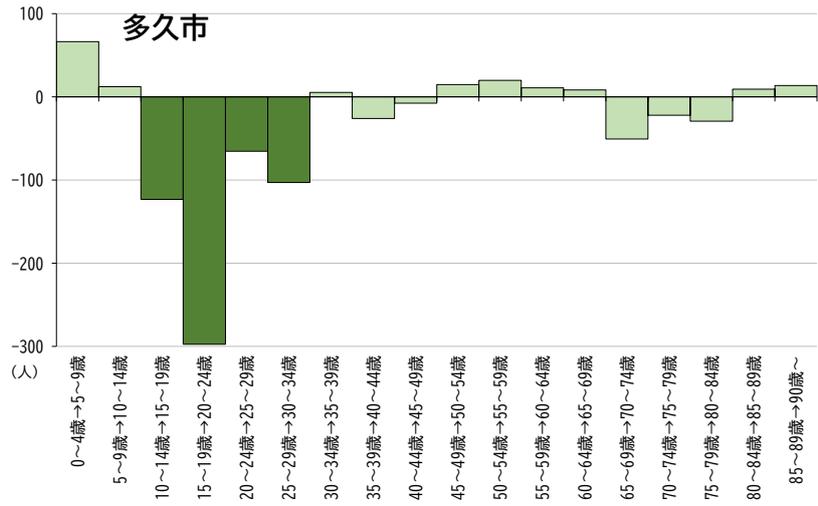


▼年齢階級別にみた人口移動の状況（大町町）

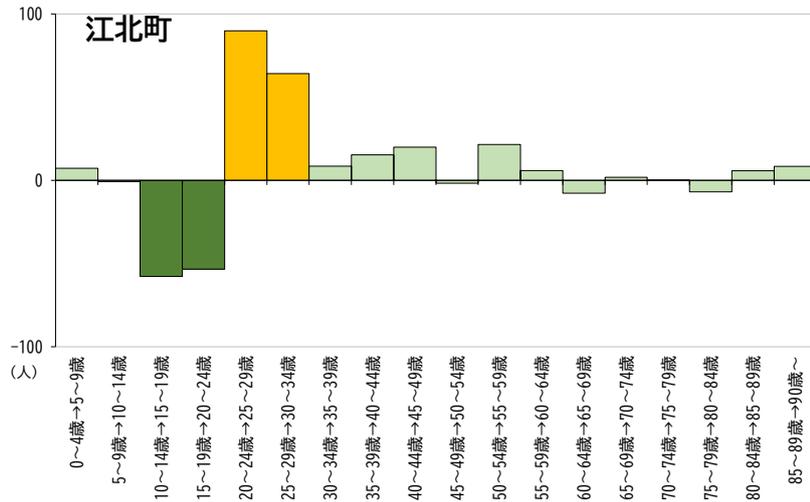


▼年齢階級別にみた人口移動の状況（人口減少率上位市町）





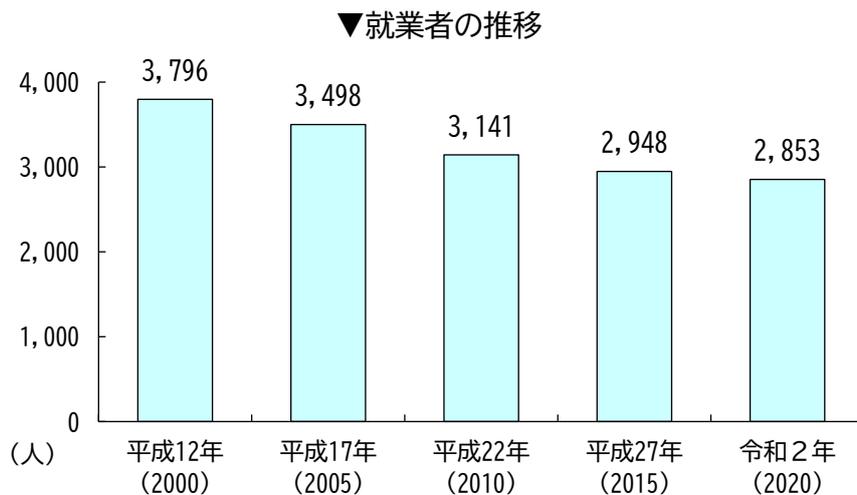
▼年齢階級別にみた人口移動の状況（江北町）



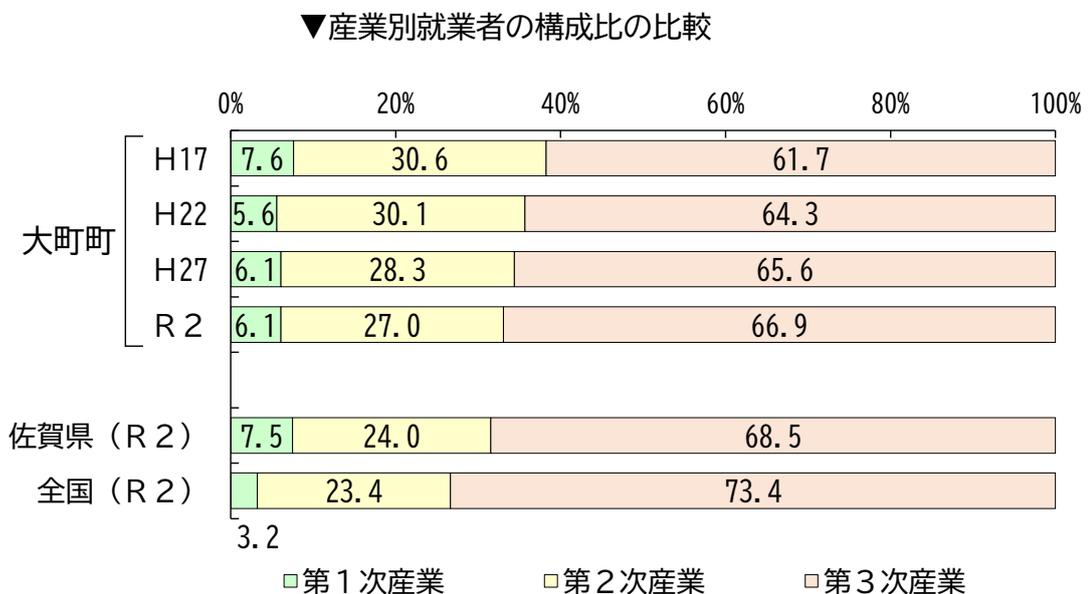
2. 就業者の状況

就業者数の推移をみると、平成12年の3,796人から令和2年の2,853人へと減少傾向で推移しています。

また、産業3区分別就業者の構成比をみると、第3次産業の割合が増加傾向にあり、令和2年には第1次産業が6.1%、第2次産業が27.0%、第3次産業が66.9%となっています。また、国と比較すると第1次産業、第2次産業の構成割合が多くなっています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査（令和2年は不詳補完結果）

3. 人口の将来展望について

本町の将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）の推計によれば、現状の傾向が続いた場合、令和 42（2060）年には 2,855 人まで減少すると見込まれています。

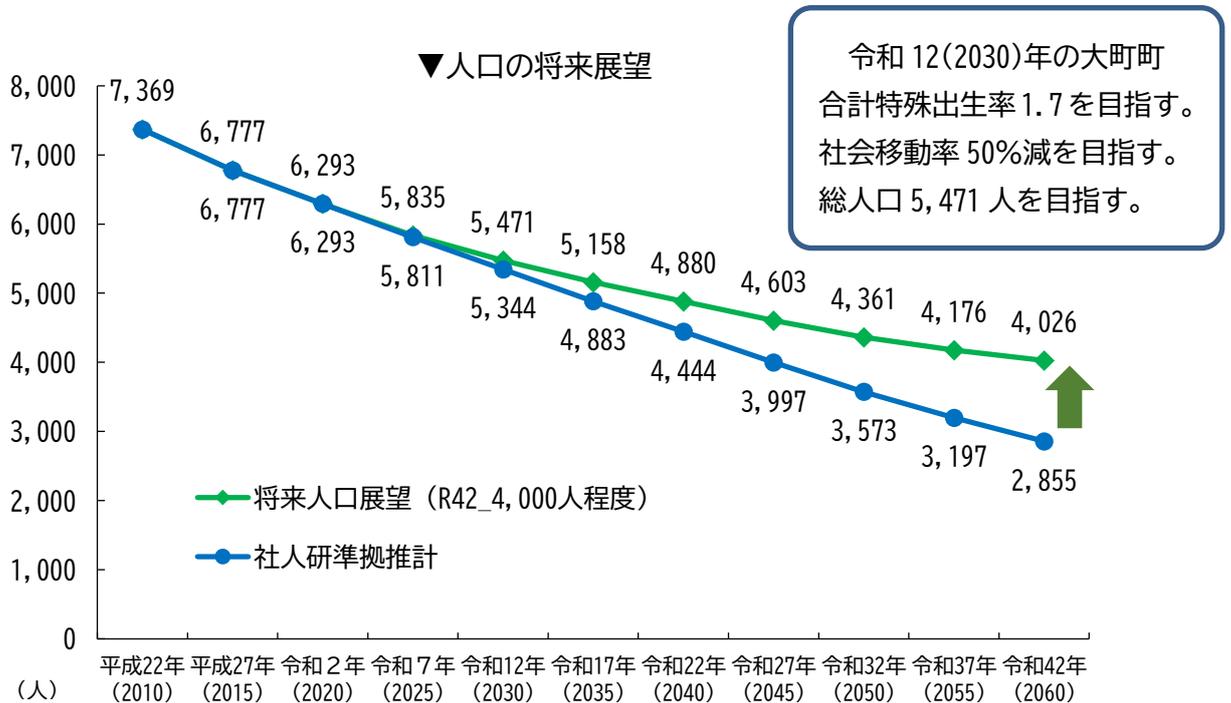
現在、出生数が死亡数を下回る自然減の状況が続いており、今後も高齢化の進行により死亡数の増加が見込まれることから、人口減少は一定程度避けられない状況にあります。

人口減少が進行すれば、地域経済の縮小や担い手不足の深刻化など、地域の活力に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

そのため、本町が今後も地域の活力を維持し、持続可能なまちづくりを進めていくためには、合計特殊出生率の向上による出生数の増加とあわせて、転出超過の抑制や転入促進などの社会減対策を同時に進めていくことが重要です。

特に、20 代から 30 代の若年層の人口減少とともに、晩婚化・未婚化の傾向にあることから、出生率向上の取り組みのみでは人口減少の緩和は困難であり、定住促進や新たな転入者の確保に重点を置いた取り組みが必要です。

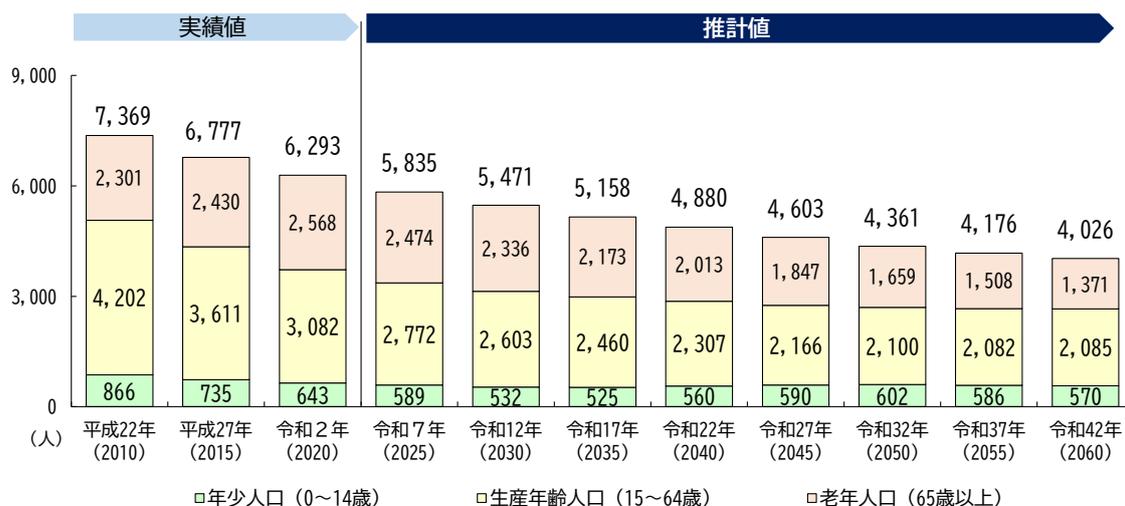
そのため、定住・移住施策の推進および子育て支援等による合計特殊出生率の向上に取り組むことを前提として、令和 42（2060）年に概ね 4,000 人程度の人口規模を維持することを目標とし、その目標に向かって施策を進めます。



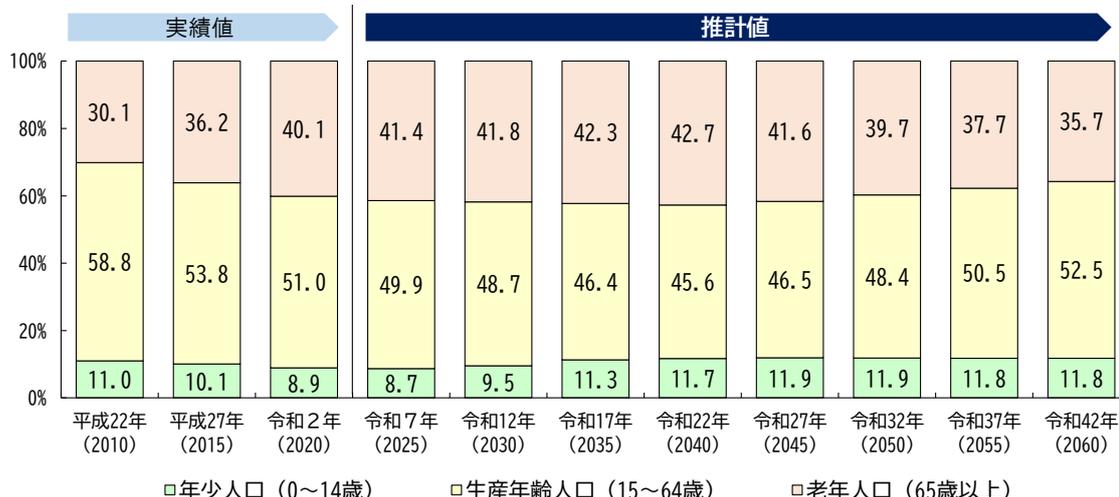
▼人口の将来展望のための推計前提条件

合計特殊出生率	・令和12(2030)年までに1.7、令和17(2035)年に1.8、令和22(2040)に2.07 (人口置換水準)に上昇を目指す。
社会移動	・現状の社会移動率を令和12 (2030) 年までに現状の50%まで低減、令和17(2035)年までにゼロ以上を目指す。

▼人口の将来展望（年齢3区分人口）



▼人口の将来展望（年齢3区分人口割合）



▼参考：社人研推計（令和5年）の概要

基準年	令和2（2020）年（国勢調査人口）
推計年	令和7（2025）年～令和42（2060）年
概要	令和2（2020）年の国勢調査をもとに、令和42（2060）年までの5年ごと40年間について、男女・5歳階級別に推計
出生に関する仮定	子ども女性比を0～4歳人口の20～44歳女性人口に対する比と定義し、市区町村別の子ども女性比の相対的較差を、「全国推計」による令和7（2025）～令和42（2060）年の男女・5歳階級別人口による将来の子ども女性比に乗じて得た市区町村別の子ども女性比を仮定値とした。
死亡に関する仮定	55～59歳→60～64歳以下の年齢については、市区町村間の生残率の差は極めて小さいため、都道府県別に将来の生残率を仮定し、それを各都道府県に含まれる市区町村の仮定値とした。
移動に関する仮定	原則として、平成17（2005）～平成22（2010）年、平成22（2010）～平成27（2015）年、平成27（2015）～令和2（2020）年の3期間に観察された地域別の平均的な人口移動傾向が令和27（2045）～令和42（2060）年まで継続すると仮定した。

4. 住民アンケート調査結果からみえる住民意向

第3期総合戦略の策定にあたって、幅広く住民の方のご意見やご提言をいただくため、アンケート調査を実施しました。その主要な回答結果は以下のとおりとなっています。

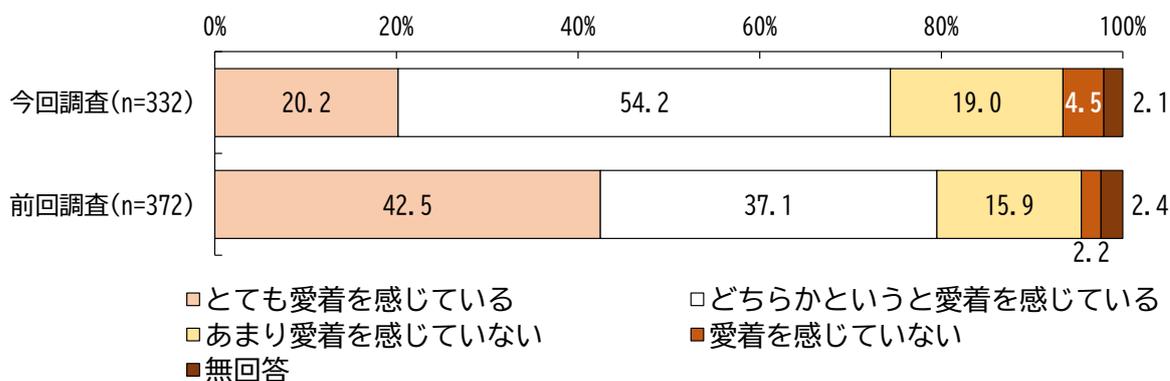
▼調査概要

	住民アンケート調査	中学生アンケート調査	高校生アンケート調査
調査対象	19歳以上の町内に居住する男女	町内中学校に在籍する生徒	町内高校に在籍する生徒
抽出法	無作為抽出 (住民基本台帳より抽出)	悉皆調査(全数調査)	悉皆調査(全数調査)
調査方法	郵送法(郵送による配布・回収)	学校を通じた回答依頼・Webによる回答	学校を通じた回答依頼・Webによる回答
調査時期	令和7年9月	令和7年9月	令和7年9月
配布数	1,000	133	196
有効回収数	332	52	68
有効回収率	33.2%	39.1%	34.7%

- ・比率は百分率(%)で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。したがって、合計が100%を上下する場合があります。
- ・基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載し、各比率は回答数を100%として算出しています。
- ・【複数回答】とある問は、1人の回答者が複数の回答を出してもよい問のため、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。
- ・「前回調査」は令和2年に実施した「大町町まちづくりアンケート調査」の結果となります。

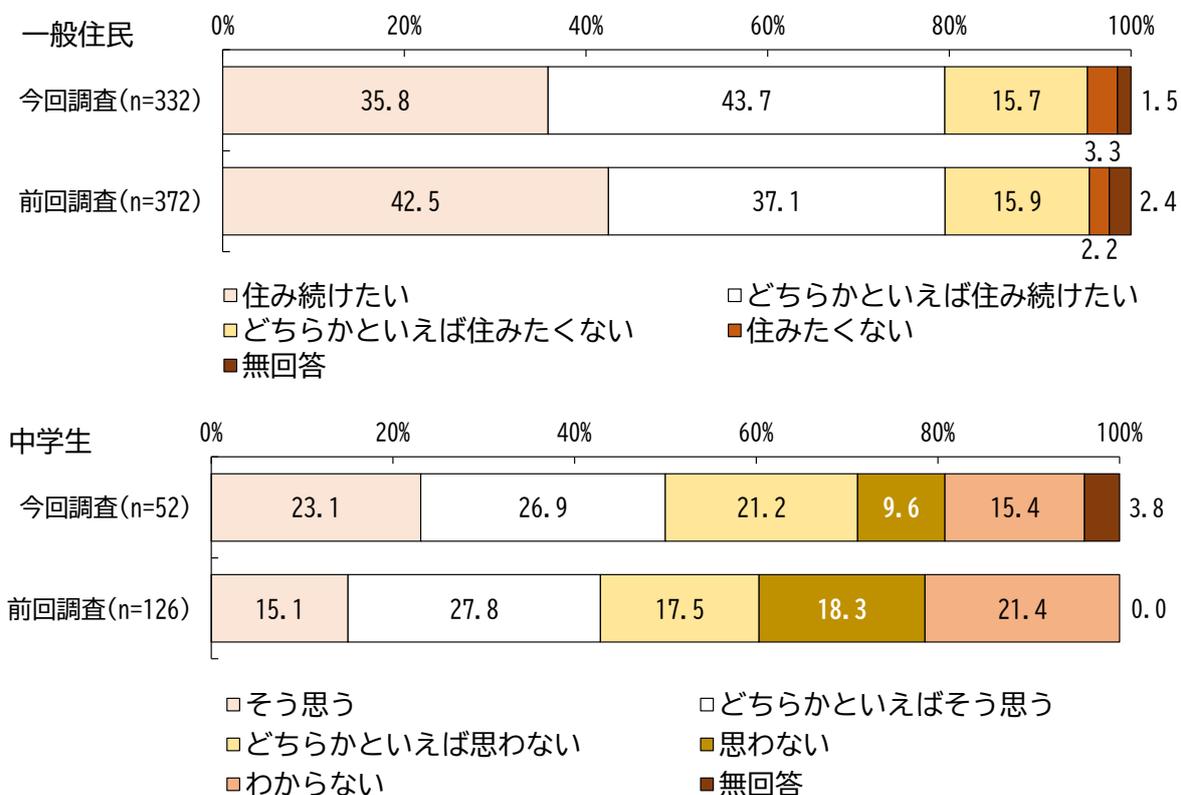
①愛着度について

■『愛着を感じている』は74.4%と前回調査の78.8%からやや減少。一方、『愛着を感じていない』は23.5%。



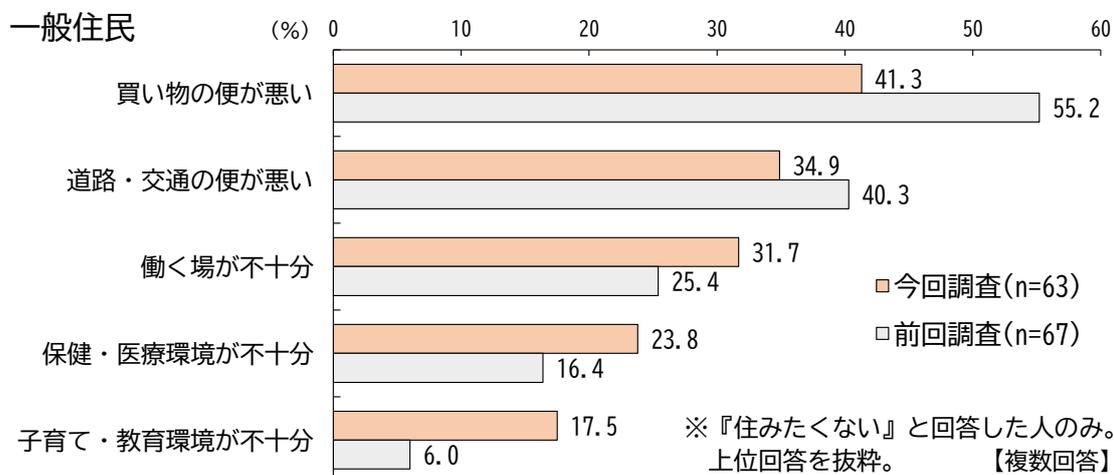
②今後の定住意向について

■一般住民では『住み続けたい』は79.5%と前回調査とほぼ同率。
 ■中学生では『住み続けたい』が50.0%と前回調査の42.9%から今回調査の50.0%へ約7ポイント増加。一方、『住みたくない』が30.8%、「わからない」が15.4%。



③住みたくない理由

■「買い物の便が悪い」が第1位。次いで「道路・交通の便が悪い」が続く。



④地域の状況について

- 評価の高い項目は「⑮身近に自然を感じる」が第1位、次いで「⑱治安がよい」、「⑨教育環境が整っている」の順。
- 評価の低い項目は「⑥楽しい時間を過ごせる施設がある」、「⑳やりたい仕事を見つけやすい」、「⑦スポーツができる施設が整っている」の順。

地域の状況に関する20項目について、5段階で評価した結果（最高点5点、中間点3点、最低点1点：※下記評価点算出方法参照）をみると、「⑮身近に自然を感じる」（4.04点）が最も評価が高く、次いで「⑱治安がよい」（3.66点）、「⑨教育環境が整っている」（3.47点）、「⑧子育て支援・補助が手厚い」および「⑭暮らしている地域が心地よい」（同点3.39点）などの順となっています。

一方、評価が低い項目をみると、「⑥楽しい時間を過ごせる施設がある」（1.73点）、「⑳やりたい仕事を見つけやすい」（2.07点）、「⑦スポーツができる施設が整っている」（2.11点）、「⑤公共交通機関で移動ができる」（2.18点）、「①医療機関が充実している」（2.50点）などの順となっています。

性別、年齢別、婚姻状況別、出身別でも、「⑥楽しい時間を過ごせる施設がある」、「⑦スポーツができる施設が整っている」、「⑳やりたい仕事を見つけやすい」の3項目が共通して評価が厳しく、娯楽、スポーツ施設、就労についての評価が厳しい結果となっています。

▼地域の状況について（全体／上位下位項目）

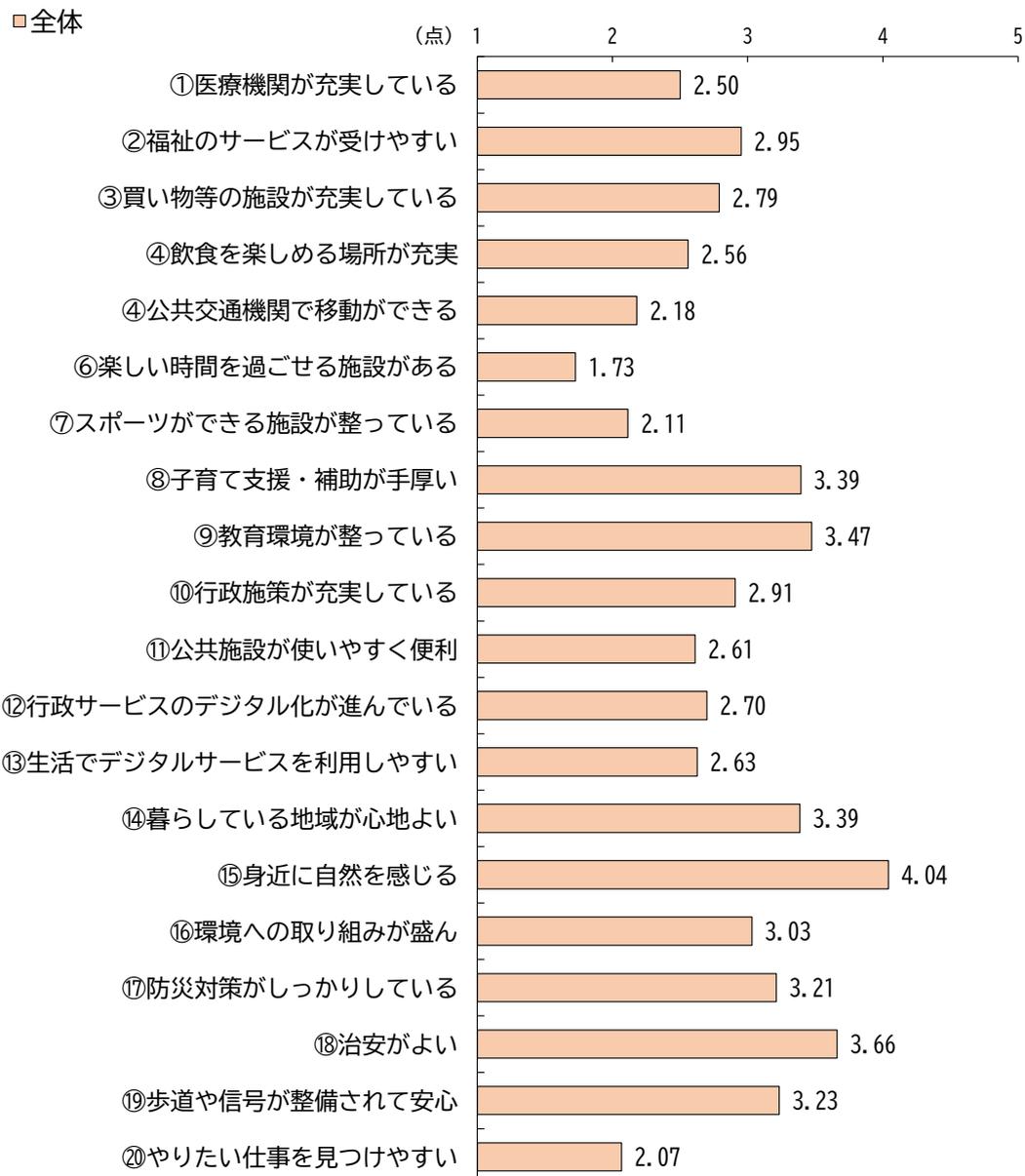
順位	上位項目	評価点	順位	下位項目	評価点
1	⑮身近に自然を感じる	4.04	1	⑥楽しい時間を過ごせる施設がある	1.73
2	⑱治安がよい	3.66	2	⑳やりたい仕事を見つけやすい	2.07
3	⑨教育環境が整っている	3.47	3	⑦スポーツができる施設が整っている	2.11
4	⑧子育て支援・補助が手厚い	3.39	4	⑤公共交通機関で移動ができる	2.18
	⑭暮らしている地域が心地よい		5	①医療機関が充実している	2.50

※評価点の算出方法

5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点を算出する。

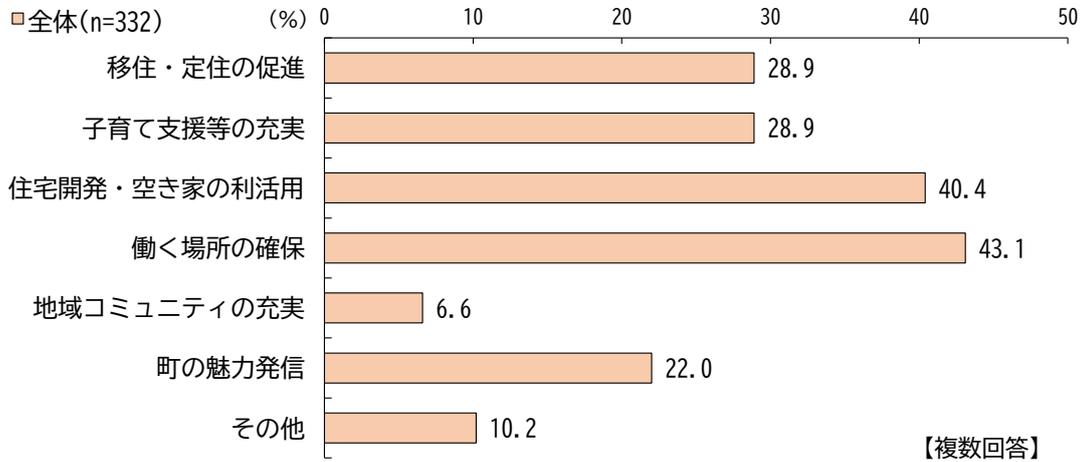
$$\text{評価点} = \left[\begin{array}{l} \text{（「非常にあてはまる」の回答者数} \times 5 \text{点）} + \text{（「ある程度あてはまる」の回答者数} \times 4 \text{点）} + \text{（「どちらともいえない」の回答者数} \times 3 \text{点）} + \text{（「あまりあてはまらない」の回答者数} \times 2 \text{点）} + \text{（「あてはまらない」の回答者数} \times 1 \text{点）} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{（「非常にあてはまる」、「ある程度あてはまる」、「どちらともいえない」、「あまりあてはまらない」、「あてはまらない」の回答者数} \end{array} \right]$$

地域の状況について（全体／評価点）



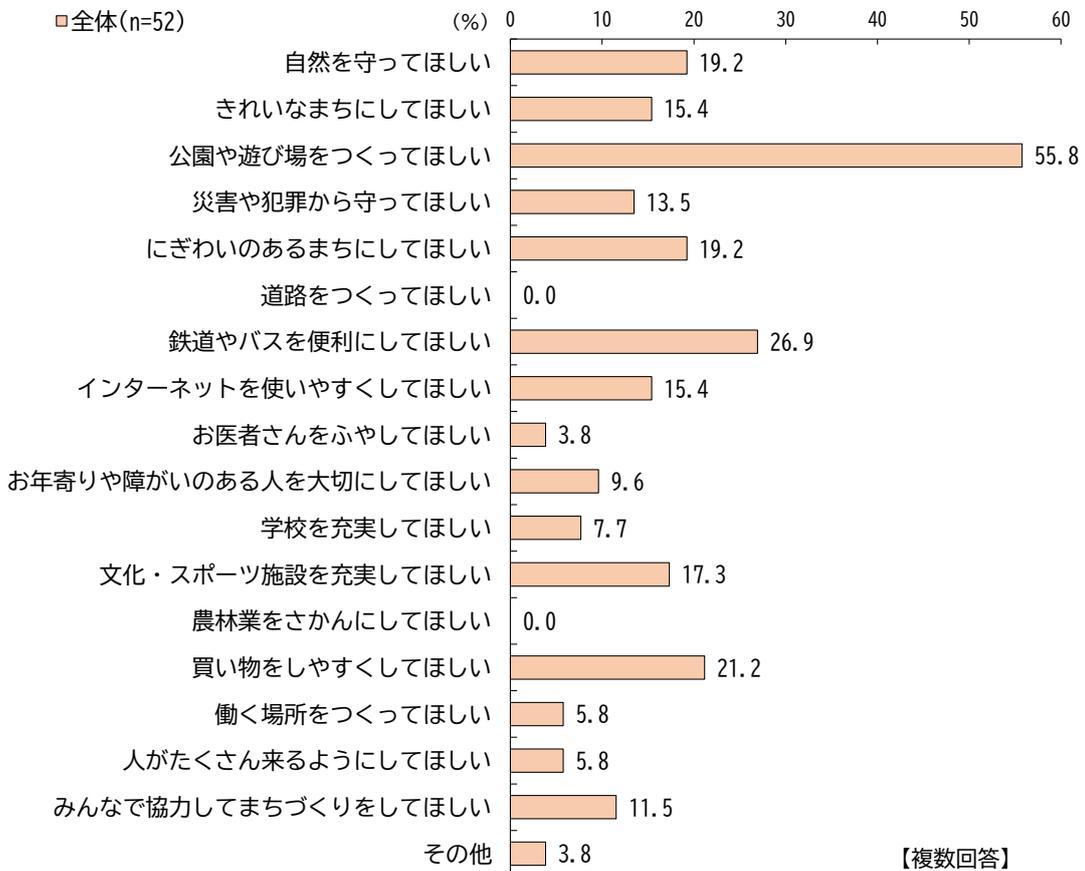
⑤人口減少対策について

■「働く場所の確保」が最も多く、次いで「住宅開発・空き家の利活用」が続く。



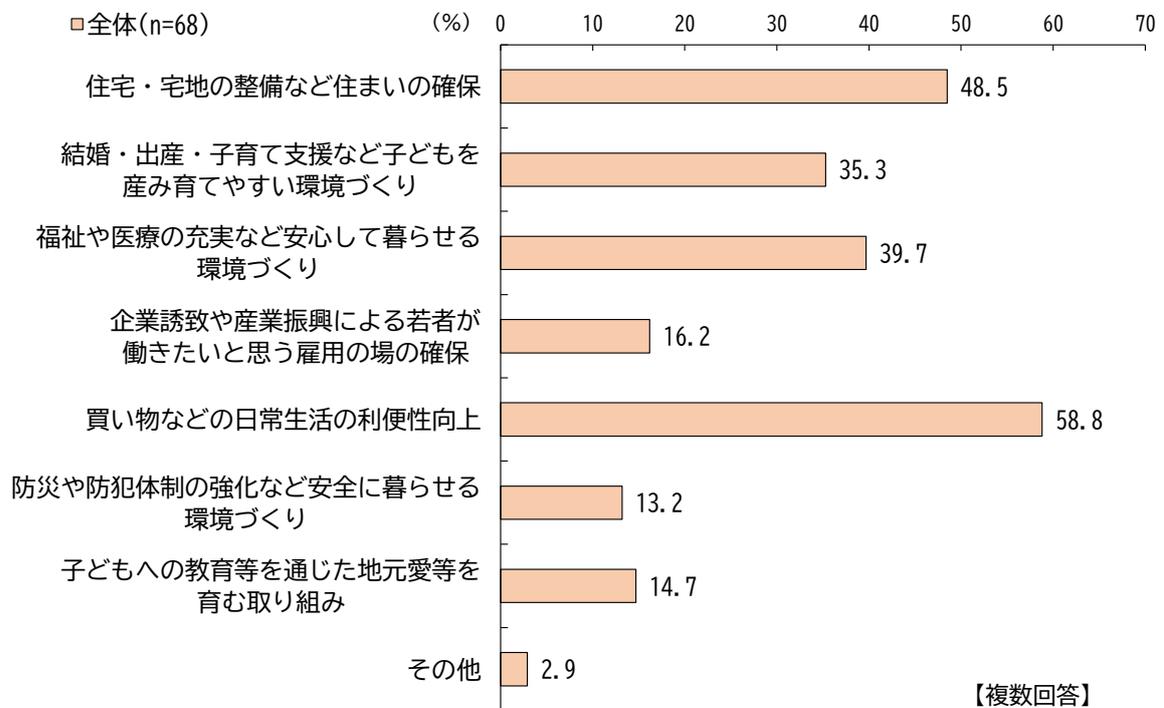
⑥今後のまちづくりで力を入れてほしいこと（中学生）

■「公園や遊び場をつくってほしい」が他を大きく引き離して第1位。



⑦住みたいと思えるまちになるために必要なこと（高校生）

■「買い物などの日常生活の利便性向上」が第1位。次いで「住宅・宅地の整備など住まいの確保」、「福祉や医療の充実など安心して暮らせる環境づくり」の順。



第3章 目標と基本目標

1. 目指す姿

目指す姿

創造！ —住みやすさを形に— 絆・ふれあい・元気な町 大町

本町の最上位計画である「大町町第5次総合計画」において、「創造！ —住みやすさを形に— 絆・ふれあい・元気な町 大町」を町の将来像に掲げ、まちの魅力を高め、地域活力を維持していくためには、住民・地域・行政などが連携・協力しながら、本町の特性や地域資源を最大限に生かし、定住・移住促進による人口減少対策を進め、子どもから高齢者まで、誰もが元気に住み続けられるまちを創造していくとしています。

第3期戦略においては、この総合計画と共通の将来像を目指す姿（地域ビジョン）として掲げ、基本目標ごとの施策の展開を図ります。

2. 目標

国の総合戦略での目標（強い経済、豊かな生活環境、選ばれる地方）を踏まえ、第3期総合戦略においては、本町を目指す姿（地域ビジョン）の実現に向け、本町における4つの目標と、それを実現していくための具体的な施策・事業を位置づけます。

人口減少に対しては、国の長期ビジョンが示すとおり、出生率の向上により人口減少を緩和し、人口規模の安定と年齢構成の改善を目指すとともに、転出抑制と転入促進に加え、町外からの移住促進に重点的に取り組む必要があります。

また、各施策の展開にあたっては、デジタル技術の活用や基盤整備を進め、効果的な推進を図ります。

以上を踏まえ、本町が目指すべき方向性として、以下の4つの目標を掲げます。

目標1 活力ある働きやすい町をつくる

担い手の育成、既存企業への支援、起業支援、新たな企業誘致に向けた条件整備を図り、町内に雇用の場を創出し、活力あるまちづくりを進めます。

◆施策

1. 農業の振興
2. 商工業の育成支援と起業支援
3. 特産品の開発と販路の拡大

目標1の数値目標

指標項目	現状値	目標値（R12）
完全失業率	4.7	4.0

現状値：令和2年国勢調査完全失業率（労働力人口に占める完全失業者の割合 参考：国2.8%、県3.1%）

目標2 大町への人の流れをつくる

地域活力の向上と交流・関係人口の増加に向け、町内での宅地開発の支援、空き家の活用など若い世代などを中心に本町内に定住・移住してもらえる環境づくりを進めます。また、町内外への情報を積極的に推進します。

◆施策

1. 住まいの確保と定住・移住の促進
2. 空き家の利活用
3. 交流・関係人口の拡大と情報発信の強化

目標2の数値目標

指標項目	現状値	目標値（R12）
社会増減	-16	0

現状値：住民基本台帳移動報告（令和6年）

目標3 子どもを生子・育てやすい町をつくる

結婚・出産を希望する人への支援をはじめ、妊娠期から子育て期の安心で切れ目ない支援体制の充実を図ります。また、次代を担う人材として成長していくことができるよう、保小中一貫した保育や教育など特色ある教育を進めます。

◆施策

1. 結婚・妊娠から出産・子育てまでの途切れのない支援
2. 特色ある教育環境の充実

目標3の数値目標

指標項目	現状値	目標値 (R12)
合計特殊出生率	1.56	1.7

現状値：人口動態調査（保健所とりまとめ）に基づく平成30年～令和4年の5年間平均値
※参考：令和6年における国は1.15、佐賀県は1.41（全国6位）

目標4 安心して安全に暮らせる町をつくる

すべての住民が住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、地域での絆づくり、持続可能なまちづくりを進めます。

◆施策

1. 安心して安全に暮らせる地域づくり
2. 誰もがいきいきと暮らせる地域づくり
3. 公共施設等の維持管理、行政のデジタル化への対応

目標4の数値目標

指標項目	現状値	目標値 (R12)
今後も『住み続けたい』と思う住民割合	79.5%	81%

現状値：令和7年実施住民アンケート調査結果

3. 施策の体系

第3期総合戦略の施策の体系は次のとおり設定します。

目指す姿

創造！ —住みやすさを形に—
絆・ふれあい・元気な町 大町

目標1

活力ある働きやすい町をつくる

1. 農業の振興
2. 商工業の育成支援と起業支援
3. 特産品の開発と販路の拡大

目標2

大町への人の流れをつくる

1. 住まいの確保と定住・移住の促進
2. 空き家の利活用
3. 交流・関係人口の拡大と情報発信の強化

目標3

子どもを生子・育てやすい町をつくる

1. 結婚・妊娠から出産・子育てまでの途切れのない支援
2. 特色ある教育環境の充実

目標4

安心して安全に暮らせる町をつくる

1. 安心して安全に暮らせる地域づくり
2. 誰もがいきいきと暮らせる地域づくり
3. 公共施設等の維持管理・行政のデジタル化への対応

第4章 施策の展開

第3期総合戦略の計画期間中に主に取り組む施策・事業を基本目標ごとにまとめると次のとおりとなります。

目標1 活力ある働きやすい町をつくる



1. 農業の振興

施策の方向

本町の農業は、白石平野の高い生産力に支えられ、古くから米麦作を中心とした土地利用型農業が展開されており、これまで関係機関・団体と連携し、土地改良事業等による農業生産基盤の整備や農業施設の長寿命化対策、担い手への農地の集積など様々な支援施策を積極的に推進してきましたが、国際的な動向も含む農業情勢が依然として厳しい中で、高齢化や後継者不足とも相まって、農家数の減少が続いており、総合的な農業の活力低下が問題となっています。

このため、本町の特性を生かした作物の産地化を推進し、付加価値の高い農産品づくりに取り組むとともに、団地化など効率的な利用を図り、担い手の確保と育成、生産基盤の整備などを進め、多面的機能を発揮する持続可能な農業を推進します。

取り組み内容

主な取り組み	内容	担当課
①担い手の育成・確保	<ul style="list-style-type: none">・認定農業者や認定新規就農者の育成・支援を図ります。・既存の農業法人と集落営農組織の合併（広域化）の検討を含む、地域の実情にあった組織化・大規模化により担い手の育成・確保を図ります。	農林建設課

主な取り組み	内容	担当課
②農地の利用集積	・農地中間管理機構を活用し、農地の流動化による利用集積、農作業受委託の促進を図ります。	農林建設課
③技術指導や支援体制の強化	・トレーニングファームなどを活用した新規就農者への支援をはじめ、県や農協と連携し、生産コストの低減や品質向上を図ります。	農林建設課
④新規導入作物の産地化・6次産業化の支援	・中山間部における収益向上を図るため、新規導入作物の産地化・6次産業化を支援します。 ・既存の中山間地の荒廃は進行しているため、新規作物導入を含めた遊休農地等のあっせんなども推進します。	農林建設課
⑤有害鳥獣対策の強化	・農業者や猟友会など関係団体と連携し、有害鳥獣対策の強化を図ります。 ・猟師の高齢化が顕著であるため、新規の免許取得者の推進を図ります。	農林建設課

重要業績評価指標（KPI）

指標項目	単位	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11	R12
(1)新規就農者数	人	2	1	1	1	1	1
(2)認定農業者数	人	22	22	23	23	24	24
(3)農地の利用集積率	%	84.2	84.2	84.4	84.6	84.8	85
(4)鳥獣捕獲従事者証交付数（大町町民）	人	8	8	9	9	10	10

現状値（R7は見込値を含む）：(1)農林建設課調べ、(2)農業経営改善計画の策定による、(3)農業経営基盤強化法による利用権の設定や農地中間管理事業による農地利用配分計画より、(4)農林建設課調べ

2. 商工業の育成支援と起業支援

施策の方向

本町の商業は、経営者の高齢化、後継者不足等により衰退の傾向が著しく、また、車社会の一層の進展、消費者ニーズの高度化、多様化等を背景に、周辺市町の大型店への購買力の流出が進み、空き店舗が増加するなど、取り巻く環境は一層厳しさを増しています。また、地方における景気動向を反映した経営状況は依然厳しい面もあり、その活性化が求められています。また、町のさらなる発展に向けた企業立地も課題となっています。

このため、にぎわいと活力あふれるまちづくりの一環として、商工会と連携し、魅力ある商業環境づくりを進め、商業の活性化を図ります。また、既存企業の体質強化を支援するとともに、企業誘致に向けた条件整備、起業支援など地域経済の活性化と雇用の場の確保を図ります。

取り組み内容

主な取り組み	内容	担当課
①指導・支援体制の強化	・商工会との連携を強化し、若い経営者が魅力を持てる経営改善など指導・支援体制の強化を図り、商業活動の活性化を促進します。	企画政策課
②経営体質の強化	・経営意欲の高揚や後継者の育成、事業の拡大等を促進していくとともに、融資制度の充実を図り、経営体質・基盤の強化を促進します。 ・後継者不足に対応するため、事業継承に関する支援を図ります。	企画政策課
③起業、新規開業者の支援	・新規創業等スタートアップ支援事業補助金による起業支援を行います。	企画政策課
④魅力ある店舗づくり	・空き店舗の活用など魅力ある店舗づくりを支援し、にぎわいある商業環境づくりを進めます。	企画政策課
⑤企業誘致に向けた条件整備	・企業の立地ニーズに的確に対応するため、町有地の有効活用を含め、企業のニーズに応じた土地情報の整理、リスト化を行い円滑な企業誘致を図ります。	企画政策課

重要業績評価指標（K P I）

指標項目	単位	現状値	目標値				
		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
(1)工業事業所数	か所	8	9	10	11	12	14
(2)企業連絡協議会会員数	業者	6	6	6	6	6	7
(3)新規起業者数	件	4	2	2	2	2	2

現状値（R7 は見込値を含む）：(1)経済構造実態調査、(2)大町町企業連絡協議会会員、(3)新規創業スタートアップ支援事業申請者数

3. 特産品の開発と販路の拡大

施策の方向

本町では、生産者や商業者をはじめ関係団体等と連携し、地域資源を活用した魅力ある商品開発を行うとともに、大町ふるさと館において、開発した商品を販売することでアンテナショップとしての活用を進めてきました。

今後も、生産者や商業者をはじめ関係団体等との連携のほか、特産品のPR、新たな商品開発など地域資源を生かした産業振興を図ります。

取り組み内容

主な取り組み	内容	担当課
①特産品の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・たろめん関連商品、ワイン、農産物など特産品開発の強化を図ります。 ・冷凍技術を活用し、特産品の展開を図ります。 ・国の制度等を活用し、既存の生産作物の6次産業化などについて、各種支援を実施します。 	企画政策課 農林建設課
②販路の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税制度と特産品のタイアップによる販路拡大を図ります。 ・新規開発特産品のアンテナショップでの販売およびPRを行います。 	企画政策課 農林建設課
③大町ふるさと館の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・大町駅に隣接し、国道34号沿いに立地する「大町ふるさと館」をアンテナショップとして活用します。 ・イベントの開催などにぎわいの創出を図ります。 	企画政策課

重要業績評価指標（KPI）

指標項目	単位	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11	R12
(1)新規特産品開発数	件	1	1	1	1	1	1
(2)ふるさと納税返礼品登録事業者数(町内)	事業者	38	38	38	38	39	40

現状値（R7は見込値を含む）：(1)(2)企画政策課調べ

目標2 大町への人の流れをつくる



1. 住まいの確保と定住・移住の促進

施策の方向

本町への人口流入を図るため、少子高齢化の急速な進展や若者の流出等に伴い人口が減少傾向にある中、住宅施策は人口の定住を促進する上でも重要な役割を持つものです。

本町では、定住支援策として、子育て世代や若年層を中心に、住宅の確保や住環境の充実を重視するとともに、本町独自の住宅取得支援や定住支援に関する制度を活用し、定住につながる環境づくりに取り組んできました。

今後は、町内への就業促進を図るとともに、空き家対策の推進による住居の確保などを展開します。また、移住希望者への情報提供から移住相談、住宅確保まで総合的な定住・移住支援を図ります。

取り組み内容

主な取り組み	内容	担当課
①町営住宅の整備	・定住促進の視点から、町営住宅の整備を進めます。	農林建設課
②住まい・住宅地の確保	・公営住宅地の分譲地等としての活用、民地の活用促進など住まい・住宅地の確保を図ります。 ・子育て世帯向けの賃貸住宅の確保に向け、民間賃貸住宅建設補助金を周知し、住宅整備の促進を図ります。	企画政策課 農林建設課
③空き家等を活用した定住・移住支援	・町外の移住希望者に対し、空き家等の情報提供を行うとともに、国・県の支援制度の活用を促進します。	企画政策課
④定住支援策の充実	・定住促進につなげるため、本町の定住支援策について、わかりやすい情報発信やPRを行い、移住希望者や転入希望者に選ばれる取り組みを図ります。	企画政策課

主な取り組み	内容	担当課
⑤新たな移住策の検討	・ コワーキングスペースの整備、二地域居住への対応など新たなニーズに対応した施策の検討を進めます。	企画政策課
⑥地元就職およびU J I ターンの促進	・ ハローワーク等関係機関や町内事業所等との連携のもと、就職相談や情報提供、職業あっせんなどを進め、町内立地企業での町内在住者の雇用促進、若者の地元就職およびU J I ターンを促進します。 ・ 県移住支援室と連携したU J I ターン促進策の展開を図ります。	企画政策課

重要業績評価指標（K P I）

指標項目	単位	現状値	目標値				
		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
(1)新築住宅建設戸数	件	8	10	10	10	10	10
(2)民間賃貸住宅等新築戸数	戸	1	1	1	1	1	1

現状値（R7 は見込値を含む）：(1)定住奨励金申請戸数、(2)移住促進民間賃貸住宅等建築費用補助金申請戸数

2. 空き家の利活用

施策の方向

少子・高齢化の急速な進展や若者の流出等による人口減少に伴い、空き家が増加傾向にあり、その対策として空き家・空き地バンク制度を整備し、移住定住策として、その活用に取り組んでいます。

また、所有者等による適正な管理が行われていない空き家や、所有者が不明な空き家等が存在しており、廃屋化や倒壊等による事故発生のおそれがある状況もみられます。このため、空き家の実態把握を進めるとともに、適正な管理の促進および有効利用の推進を図ります。

取り組み内容

主な取り組み	内容	担当課
①空き家・空き地バンク制度の周知と利用促進	・空き家・空き地バンク制度の周知を図り、情報収集・発信を行い、登録数の増加など利用促進を図ります。	企画政策課
②空き家・空き店舗等の利活用	・空き家等対策計画のもと、空き家等の所有者と今後の有効活用について協議を進め、住み家としてだけでなく、事業所なども含めて利活用を図るなど空き家等の定住促進対策等を進めます。 ・空き家・空き店舗の多様な活用方法を検討します。	企画政策課
③危険な空き家等の適正管理の促進	・利活用が見込めず、周囲に被害を及ぼすおそれのある危険な空き家等については、所有者へ適正な管理を行うよう助言または指導を行います。 ・解体費用への補助制度の充実など危険空き家の解体促進を図ります。	企画政策課

重要業績評価指標（KPI）

指標項目	単位	現状値	目標値				
		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
(1)空き家・空き地バンク新規登録件数	件	4	5	5	5	5	6
(2)空き家・空き地バンク成立件数	件	5	4	4	4	4	5

現状値（R7は見込値を含む）：(1)空き家バンク新規登録件数（年実績）、(2)空き家バンク成立件数（年実績）

3. 交流・関係人口の拡大と情報発信の強化

施策の方向

本町には、旧長崎街道沿いの国指定文化財の土井家住宅など歴史資産をはじめ、聖岳の楠の群生林や長寿の滝など自然にふれる地域資源とともに、ボタ山わんぱく公園など特色ある公園が整備されています。また、温泉施設には年数万人が訪れています。しかし、観光・交流資源として、町外から観光客を呼び込むには不十分であり、観光産業として成立するには至っていません。

このため、交流・関係人口の増加と地域活性化に向け、情報発信力の強化を図るとともに、地域資源の発掘や活用など、多面的な取り組みを一体的に推進し、交流機能の充実を図ります。

取り組み内容

主な取り組み	内容	担当課
①観光・交流資源の活用・イベントの充実	<ul style="list-style-type: none"> ボタ山わんぱく公園や浦田公園、温泉施設など町内の地域資源を観光・交流資源として活用します。 町の魅力や特産品等を発信するアンテナショップの活用や、各種交流イベントの充実を図り、交流人口の拡大につなげます。 	企画政策課 農林建設課
②情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> 本町の取り組みや手続きに関することなど知りたい情報に、「いつでもわかりやすく」アクセスできるように、本町ホームページの充実に努めます。 パンフレットの作成やSNSなど様々な媒体を活用し、商工会や住民と連携して本町の認知度やイメージ向上につながる情報発信を推進します。 	企画政策課
③ふるさと応援寄附金の活用	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりの推進・産業の活性化に向け、ふるさと応援寄附金の活用を図ります。 	企画政策課
④複合施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 住民の新たな活動の場を確保するとともに、世代や地域を超えた交流を促進する拠点として、複数の機能を備えた複合施設の整備を進めます。 	企画政策課

重要業績評価指標（KPI）

指標項目	単位	現状値	目標値				
		R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12
(1)観光入込客数	人	106,000	125,800	145,600	165,400	185,200	205,000
(2)町ホームページ アクセス数	件	303,014	309,074	315,255	321,560	327,992	334,551
(3)ふるさと応援寄 附件数	件	5,700	10,429	15,644	20,859	24,000	24,000

現状値（R7は見込値を含む）：(1)佐賀県観光デジタル人流分析（令和6年）、(2)Google Analyticsによる集計、(3)寄附実績

目標3 子どもを生子・育てやすい町をつくる



1. 結婚・妊娠から出産・子育てまでの途切れのない支援

施策の方向

本町では婚活サポート対策の一環として、婚活サポーター等による婚活セミナーやイベントなど婚活支援を進め、出会いの場の確保と成婚後の町内居住に向けた支援を行います。

少子高齢化が進行する中、核家族化の進展、地域におけるコミュニケーションの希薄化等、児童虐待の顕在化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。本町では、質の高い保育の充実に努めるなど、子どもを生子育てる喜びが実感できる環境の実現を目指し、家庭と地域と社会が手をつないで子どもを育むことを目標とし事業を推進していますが、保育施設、学校、地域、行政等の一層の連携強化をはじめ、子育てに不安を抱える親への支援など従来の取り組みに加え、さらなる子育て支援を進めることが必要となっています。

このため、不妊治療に関する相談をはじめ、こども家庭センターの設置により妊産婦、子ども、子育て世帯に対する早期から切れ目のない包括的で継続的な支援を実施し、不安なく子育てできる環境を整備します。

また、子育てを行う家庭の経済的な負担を軽減するとともに、子どもを安心して家庭で育てることができる多様な保育環境の整備に努めます。

取り組み内容

主な取り組み	内容	担当課
①出会いの場の提供	・婚活サポーターによるお見合いや婚活イベントなど結婚を希望する方への出会いの場を提供します。	企画政策課
②不妊治療等に対する支援	・不妊や不育症治療などを受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療等に対する費用助成を行います。 ・制度についてのPRの充実に努めます。	子育て・健康課

主な取り組み	内容	担当課
③出生祝金の支給	・出生祝金の支給を行い、子育て世帯への経済的負担の軽減を図ります。	子育て・健康課
④母子保健の充実	・妊娠期から母子の健康が確保されるよう、妊婦健診、乳幼児健診、乳幼児訪問等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。	子育て・健康課
⑤保育サービスの充実	・0歳からの低年齢保育に対応できる保育体制・施設の充実とともに、障がい児保育、病児・病後児保育の実施など子どもの状況に応じた多様な保育サービスの充実を図ります。	子育て・健康課 子ども保育課
⑥進学時の支援	・小中学校等の進級時に子ども新生活サポート応援金を支給します。	子育て・健康課
⑦在宅保育支援の充実	・保育施設等を利用せずに生後6か月から3歳未満の児童を日中家庭で保育する保護者を対象に支援金を支給します。	子育て・健康課
⑧放課後児童対策の充実	・放課後に保護者のいない家庭の小学生に対し、放課後児童クラブによる適切な遊び場および生活の場を確保し、その健全な育成を図ります。	子育て・健康課
⑨給食費等への支援	・保育園等給食費（副食費）、学校給食費の支援を行い、子育て世帯への経済的負担の軽減を図ります。	子育て・健康課 子ども保育課 教育委員会
⑩相談体制の強化	・育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して生み育てられるよう、相談体制の強化を図ります。 ・こども家庭センターを中心とした相談体制の拡充により、子育て世帯が安心して子育てできる環境づくりを進めます。	子育て・健康課
⑪親子の交流の場等の提供	・子育て中の親子の交流の場、子育てサークル・ボランティア育成の場の提供を図ります。	子育て・健康課
⑫要保護児童対策の推進	・児童相談所、その他関係機関と連携し、困難を抱えた家庭や子ども、要保護児童の早期発見や適切な保護、要保護児童・その家族への適切な支援を推進します。	子育て・健康課 子ども保育課 教育委員会
⑬ひとり親家庭等への支援	・ひとり親家庭等に対して、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に向けた取り組みを行います。	子育て・健康課

重要業績評価指標（KPI）

指標項目	単位	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11	R12
(1)婚活イベント実施回数	回	1	1	1	1	1	1
(2)保育施設待機児童数	人	0	0	0	0	0	0
(3)放課後児童健全育成事業待機児童数	人	0	0	0	0	0	0
(4)一時預かり事業の実施	か所	0	1	1	1	1	1
(5)乳児健診の受診率（4・7・12か月）	%	88.6	93	93	93	93	93
(6)1歳6か月健診の受診率	%	94.6	100	100	100	100	100
(7)3歳児健診の受診率	%	84.0	100	100	100	100	100

現状値（R7は見込値を含む）：(1)企画政策課調べ、(2)(3)(4)大町町子ども・子育て支援事業計画、(5)(6)(7)母子保健報告

2. 特色ある教育環境の充実

施策の方向

本町では、九州初の義務教育学校「大町ひじり学園」の特性を生かして、小中一貫教育の推進とコミュニティ・スクールの充実により、児童生徒の学習意欲の向上や問題行動の減少等が成果として表れてきています。この成果を確かなものにして、定住・移住の促進に大町ひじり学園が重要な役割を担えるよう教職員の指導力を向上し魅力ある学校づくりを進め、情報発信に努めることが重要です。

今後も、児童生徒が生きる力を身に付け、個性や創造性を伸ばし、次の世代を担う人材として成長することができるよう、就学前教育の充実を図るとともに、「志共育」(こころぎしきょういく)の理念のもと、小中一貫教育のさらなる充実を図りながら、学力向上と情操教育を推進し、ふるさと大町を愛し誇りに思う児童生徒を育成する必要があります。

このため、子どもたちが生きる力を身に付け、個性や創造性を伸ばし、次の世代を担う人材として成長することができるよう、地域に密着した小中一貫教育の充実を図ります。

取り組み内容

主な取り組み	内容	担当課
①小中一貫教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育を基軸に小中一貫教育を推進し、学力を向上させます。 ・自らの生き方を自ら探し出す「志共育」に取り組みます。 	教育委員会
②英語学力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・英語専科教員・日本人ALTの配置、外国人ALTの活用、チームティーチング、中学部英語教員の小学部乗り入れ授業の実施等により、複数指導体制を構築し、児童生徒の英語の学力を向上させます。 ・英語検定補助の対象拡大を図ります。 	教育委員会
③GIGAスクール構想の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学習用端末、Wi-Fi環境の充実を図り、児童生徒の興味関心を高め、主体的・対話的で深い学びを促します。 ・教育向け研修の実施により学習用端末の活用場面の拡大を図ります。 ・クラウド化、教室外でのタブレットの活用を図ります。 	教育委員会

主な取り組み	内容	担当課
④ 様々な体験学習、道徳・人権学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・一流の文化芸術等の団体・個人の表現にふれる機会を設定し、豊かな想像力や思考力等を養う情操教育とともに、様々な体験学習・郷土学習の充実、道徳教育、人権教育の充実を図ります。 ・思考力や表現力を育む「志共育」を推進します。 	教育委員会
⑤ 情報モラル教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・情報社会で適正な活動を行うための基礎となる考え方と態度を身に付ける情報モラル教育の充実を図ります。 	教育委員会
⑥ 心の問題に対する指導等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・生活サポート支援員を配置し、いじめや不登校などの心の問題に関する相談・指導・家庭支援等を行います。 ・小1プロブレム解消支援員の配置など、様々なギャップの解消を図ります。 	教育委員会
⑦ 心身ともに健康な児童生徒の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・大町型体育の実践など、児童生徒のスポーツへの興味関心を高めるとともに、自主的にスポーツに取り組む児童生徒の形成を進めます。 ・食育の推進、給食体制の充実を図ります。 	教育委員会
⑧ 特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育の理念のもと、関係機関と連携し、特別支援教育の充実を図ります。 ・支援補助員を配置するなど、教育環境の整備と就学相談・教育支援の推進を図ります。 	教育委員会
⑨ コミュニティ・スクールの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会の会議と地域学校協働活動を活性化し、コミュニティ・スクールを推進します。 	教育委員会
⑩ 補充学習等による学力向上	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後や休業中に住民による補充学習の支援を行い、学力を向上させます。あわせて補充学習を行う地域人材の発掘を進めます。 ・公設無料学習塾まちじゅくの開設により、基礎学力の向上を図ります。 	教育委員会

重要業績評価指標（K P I）

指標項目	単位	現状値	目標値				
		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
(1)佐賀県学習状況調査 8年生の佐賀県平均 値との比較	%	97	100	101	102	103	104
(2)運動習慣等調査の運 動に関心が高い8年 生の割合	%	88	90	90	90	90	90
(3)7年生不登校生徒出 現数	人	5	0	0	0	0	0

現状値（R7は見込値を含む）：(1)佐賀県小・中学校学習状況調査8年生結果、(2)全国体力・運動能力、運動習慣調査8年生結果、(3)7年生の30日以上欠席者数

目標4 安心して安全に暮らせる町をつくる



1. 安心して安全に暮らせる地域づくり

施策の方向

近年は気候変動等の影響による集中豪雨の多発、台風の増加・大型化等により日本各地で毎年、災害が発生しており、本町においても令和元年8月、令和3年8月に大雨による浸水等、甚大な被害を受け、住民が安心して安全に暮らせる町づくりを進める必要があります。

このため、自らの地域は自ら守るという、防災意識の高揚を図り、自主防災組織の増および充実に努めるとともに、高齢者や障がい者など災害時の避難に支援が必要となる避難行動要支援者対策を推進します。

取り組み内容

主な取り組み	内容	担当課
①様々なコミュニティ活動の支援	・地域の絆づくり補助金による地域活動への支援をはじめ、自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、子どもの登下校時の見守りや子育て支援活動、世代間交流活動など様々なコミュニティ活動の支援を図ります。	総務課 企画政策課
②防火・防災意識の高揚と防災体制の確立	・消防団や婦人消防協力隊、幼年消防クラブと連携し、自主防災組織の活動支援を図り、住民の防火・防災意識の高揚と防災体制の確立を図ります。 ・ドローンを活用した災害時の被害把握、避難物資の運搬などの研究を進めます。	総務課
③要配慮者の支援体制の整備	・新規対象者の登録、定期的な情報更新、避難に係る個別計画の作成を行い、自主防災組織をはじめ避難支援を行う各機関と連携し、避難誘導体制の確立を図ります。	総務課 福祉課

主な取り組み	内容	担当課
④要配慮者等の避難体制の整備	・地域防災計画に基づき、福祉避難所での受け入れ体制の充実を図ります。	福祉課
⑤避難所運営体制の充実	・避難所運営マニュアルの更新や避難所環境の整備を図ります。 ・避難者が主体的に避難所運営に参画する体制を推進します。	総務課 福祉課 子育て・健康課 教育委員会

重要業績評価指標（KPI）

指標項目	単位	現状値	目標値				
		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
(1)自主防災組織の組織数	組織	18	20	23	26	29	31

現状値（R7は見込値を含む）：(1)総務課調べ

2. 誰もがいきいきと暮らせる地域づくり

施策の方向

高齢化が急速に進展する中で、健康寿命の延伸や要介護状態にならないための生活習慣病対策の充実が特に重要な課題となっており、各種保健事業の充実および感染症への対応等が求められています。さらに、子どもから高齢者、障がい者などすべての住民が住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせる「地域共生社会の実現」が求められている中、地域における支え合い、助け合いが重視されています。

このため、健康づくり施策の推進をはじめ、介護予防の充実、生活支援サービスの充実などに取り組みます。また、移動が困難な高齢者などの身近な移動手段の確保に向け、町内巡回バスの運行を行います。

取り組み内容

主な取り組み	内容	担当課
①健康づくり施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の予防、食育の推進、肥満の予防、運動習慣の推進、歯の健康づくり、心の健康づくり、アルコール・禁煙対策等の各分野の数値目標の達成に向けた健康づくり施策を計画的に推進します。 健診での早期発見、生活習慣病予防、訪問指導の強化、健康意識の醸成を図ります。 	町民課 子育て・健康課
②感染症対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携のもと、感染症に関する正しい知識の普及を図ります。 インフルエンザ、带状疱疹などワクチン接種に対する助成を行います。 	子育て・健康課
③介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防に関する知識の普及啓発を図るとともに、高齢者が自主的に介護予防に取り組むきっかけづくりや、地域とのつながりの中で主体的に活動できる場の創出を推進します。 	福祉課
④生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 買い物やごみ出しなどの様々な日常生活に対するニーズに対応できるよう、ボランティアや民間企業など多様な主体による生活支援サービスの充実を図ります。 	福祉課

主な取り組み	内容	担当課
⑤認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者やその家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」を養成するとともに、認知症に関する普及啓発を図ります。 ・ 成年後見制度の利用促進に向け、制度の周知や相談体制の強化を図ります。 	福祉課
⑥障がい者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいの有無にかかわらず、安心して暮らせる社会の実現を目指し、差別の解消と理解促進を図るとともに、相談支援体制を維持・継続します。 	福祉課
⑦移動困難者の支援強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内巡回バスの利便性を高め、利用促進を図り、移動困難者の支援強化を図ります。 	企画政策課

重要業績評価指標（KPI）

指標項目	単位	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11	R12
(1)認知症サポーター養成者数	人	1,477	1,517	1,557	1,597	1,637	1,677
(2)町内巡回バス利用者数	人	6,400	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500

現状値（R7は見込値を含む）：(1)受講者の累計、(2)町内巡回バス利用者（年間利用者数）

3. 公共施設等の維持管理、行政のデジタル化への対応

施策の方向

本町では、教育、文化、福祉など様々な目的や時代のニーズに応じて整備、運営されてきた各種公共施設が老朽化しており、これまでに整備してきた公共施設やインフラの維持管理費が今後増大すると見込まれています。

このため、公共施設等総合管理計画に基づき、各種公共施設や町営住宅、道路等の長寿命化を図るとともに、更新などのニーズに対応した施設整備の検討や効率的・効果的な維持管理および利活用を推進します。

さらに、地域社会の生産性や利便性の向上を図るため、施設管理や行政サービス分野においてデジタル技術を効果的に活用し、本町が抱える様々な課題の解決と新たな付加価値の創出を目指し、行政のデジタル化を推進します。

取り組み内容

主な取り組み	内容	担当課
①公共施設の適切な維持・管理	・「大町町公共施設等総合管理計画」との整合をとりながら、各課所管の個別施設計画の維持管理・修繕・更新等の対応を進めます。	農林建設課
②道路・橋りょうの点検、補修	・平成25年度に実施した路面性状調査の結果から「道路舗装整備計画」に基づき、令和8年度から令和12年度までの5年間に計画的に道路舗装補修に取り組みます。 ・「橋りょう（橋梁）長寿命化修繕計画」に基づき、対象となる橋りょう57橋を令和8年度から令和12年度までの5年間における点検時期、時期を定め、点検、補修等に取り組みます。 ・道路橋の法定点検や修繕等の実施にあたっては、新技術情報提供システム（NETIS）等を参考に、活用も検討し、事業の効率化やコスト縮減を図ります。	農林建設課
③町営住宅の計画的な建て替え	・「大町町杉谷団地建替基本計画」に基づき、建て替え計画を進めます。	農林建設課
④既存社会体育施設の維持管理	・既存社会教育、体育施設の適切な維持・管理・活用・利用促進を図ります。	教育委員会

主な取り組み	内容	担当課
⑤新たな情報サービスの導入・採用の検討	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理や住民サービスの向上に資するデジタル技術の活用について、他自治体の事例や最新技術の動向を踏まえ、導入の可能性を検討します。 	企画政策課
⑥行政手続きのオンライン化	<ul style="list-style-type: none"> デジタル化による利便性の向上を町民が早期に享受にできるよう、行政手続きのオンライン化を進めます。 各種窓口手続きの際、マイナンバーカードやタブレット端末等を活用し「書かない窓口」の実現を目指します。 公共施設等のインターネットからの予約システムの導入を進めます。 	企画政策課
⑦地域社会のデジタル化	<ul style="list-style-type: none"> デジタル技術の活用を通じ、さらなる地域の活力を創出するため、行政手続きのオンライン化とあわせ、情報通信基盤等の環境整備や、新技術を活用した魅力ある地域づくりの推進に取り組みます。 	企画政策課
⑧デジタルデバイス対策	<ul style="list-style-type: none"> 誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化に向けて、PC・スマートフォン等のデジタル機器の操作やオンラインでの行政手続きに慣れていない方に対するデジタル活用支援に取り組み、デジタルデバイドの解消を図ります。 	企画政策課

重要業績評価指標（KPI）

指標項目	単位	現状値	目標値				
		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
(1) 道路舗装補修実施予定延長	Km	0.5	0.9	1.1	0.7	1.0	1.1

現状値：(1) 農林建設課調べ（実施予定延べ延長 L=4.8km）

用語解説

あ 行

空き家・空き地バンク

移住・定住を考えている人に空き家等の売買・賃貸情報を提供する制度。

アンテナショップ

新商品を試験的に売り出し、消費者の反応を探るアンテナの働きを持つ小売店舗のこと。

インクルーシブ教育

障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶ包摂的な教育。

か 行

関係人口

商用や観光で来た「交流人口」ではなく、地域や地域の人々と多様に関わる人のこと。

キャリア教育

将来、社会的・職業的に自立し、自分らしい生き方を実現できる力を長期的な展望に立って育成しようとする教育活動。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

合計特殊出生率

1人の女性が一生の間に生む子どもの平均数。

国立社会保障・人口問題研究所

人口・世帯数の将来推計などの統計の作成や、社会保障政策の調査研究などを行う、厚生労働省の政策研究機関。

志共育（こころざしきょういく）

夢は自分ごと、志は世のため、人のため、未来のために立てるもの。子どもたち自ら志（こころざし）を立て、目的意識や学習意欲を高め、自らの生き方を自ら探し出す教育。

こども家庭センター

児童福祉と母子保健が一体的に妊婦から子どもとその家庭を支援する体制を強化するため、児童福祉機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健機能を担う「子育て世代包括支援センター」を統合した組織。

コミュニティ・スクール

学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていく仕組み。

コワーキングスペース

様々な職種、所属の人たちが空間を共有しながら仕事を行うことができる場所。

さ 行

自主防災組織

地域住民が協力・連携し、災害から自分たちの地域は自分たちで守るために活動することを目的に結成する組織。

重要業績評価指標（KPI）

Key Performance Indicator の略称。事業ごとの目標の進捗状況を検証するために設定する指標。

スクールカウンセラー

児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケアなどを行う専門職。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒が日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童生徒の社会環境を構成する家族や学校、地域に働きかけ福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。

生活サポート支援員

発達障がいや身体障がいで特別な支援が必要な児童に教師とともに支援・介護をする職員。

成年後見制度

認知症などにより判断能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、契約や財産管理の法律行為をする際等において、本人を法的に支援する制度。

た 行

タイアップ

協力・提携すること。

長寿命化

施設管理において、施設使用期間の延伸のための点検、維持管理、修繕等の取り組みのこと。

チームティーチング

2人以上の教職員が連携して子どもの授業等を進める指導方法のこと。

デジタルデバイド

デジタル技術を使える人と使えない人の間に生じる情報量やサービス利用の格差。

ドローン

無線操縦で飛行する小型の無人航空機。

な 行

二地域居住

都市部と地方など2つの場所に生活拠点をもち、定期的に行き来する生活様式。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族をあたたく見守る支援者。

農地中間管理機構

農地等を貸したい農家（出し手）から農地等を預かり、規模拡大や経営の効率化を進めている担い手農家（受け手）へ農地の利用の集積・集約化を進めるために農地等の中間的受け皿となる組織。

は 行

ふるさと応援寄附金（ふるさと納税制度）

自治体への寄附金のこと。個人が一定額の寄附を行ったときに、住民税と所得税から一定の控除を受けることができる制度。

や 行

要配慮者

高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など災害時の情報把握、避難、生活手段の確保などに困難を生じる人のこと。

要保護児童

児童福祉法に基づいて保護を要すると定められた児童のこと。保護者のない児童や保護者に監護させることが不適當な児童など。

ら 行

6次産業化

農業者自らが生産（第1次産業）だけでなく加工・流通販売（第2次産業・第3次産業）を一体的に行い、農業者と商工業者が連携して事業を展開する取り組み。

A B C

ALT（エー・エル・ティー）

Assistant Language Teacher の略称。外国語指導助手。

SNS（エス・エヌ・エス）

Social Networking Service の略称。登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）

Sustainable Development Goals の略で、2015年9月の国連サミットにおいて、2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発目標」であり、国際社会共通の目標。国においては、「SDGs」の17の目標に示される多様な項目の追及が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献するものであるとしている。

PDCA（ピー・ディー・シー・エー）

施策や事業についてのP（Plan：計画）・D（Do：実施）・C（Check：点検・評価）・A（Action：改善）のサイクルを通じて、施策の立案や事務の見直しなど行政運営の改善につなげる仕組み。

U（ユー）ターン

大都市圏の居住者が出身地に戻ることに。

U J I (ユー・ジェイ・アイ) ターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きのこと。

Wi-Fi

「Wireless Fidelity」の略。端末とインターネット回線をつなぐ近距離対応の通信技術。

第3期大町町まち・ひと・しごと創生総合戦略

発行年月：令和8年3月

発行：大町町

編集：企画政策課

〒849-2101 佐賀県杵島郡大町町大字大町 5017 番地

電話：0952-82-3112 FAX：0952-82-3117